

令和7年版

環境白書

(詳細版)

静岡県

令和7年12月

令和7年版環境白書 詳細版 目次

環境の現状及び施策の展開

第1章 脱炭素社会の構築～カーボンニュートラルの実現～

第1節 徹底した省エネルギー社会の実現

1 脱炭素経営の推進.....	1
2 住宅・建築物の省エネルギー化.....	4
3 まちづくり・地域交通の脱炭素化.....	5
4 ライフスタイルの転換.....	8
5 フロン等その他温室効果ガスの削減.....	9

第2節 エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

1 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進.....	10
2 水素エネルギー等の活用促進.....	11

第3節 技術革新の推進

1 環境・エネルギー関連産業の振興.....	13
2 新技術等の研究開発の支援.....	14

第4節 吸収源対策の推進

1 森林吸収源の確保.....	16
2 森林資源の循環利用の促進.....	18
3 ブルーカーボン等その他吸収源対策.....	19

第5節 気候変動影響への適応

1 農林水産業への影響把握と対策.....	21
2 災害に強い地域づくり.....	22
3 健康被害対策.....	24
4 適応の普及啓発.....	24

第2章 循環型社会の構築～資源循環と自然循環の促進～

第1節 3Rの推進

1 発生抑制・再使用の促進.....	26
2 プラスチックごみ対策の推進.....	31

第2節 廃棄物適正処理の推進

1 事業者指導の強化と優良事業者の育成.....	33
2 不法投棄対策の推進.....	34
3 災害廃棄物の適正処理.....	36
4 適正処理体制の充実.....	36

第3節 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

1 新たなプラスチック戦略の推進.....	38
-----------------------	----

2 食品ロス対策の推進.....	38
3 循環産業の振興支援.....	39
4 住民等への啓発、関係機関との連携強化.....	40
第4節 自然資源の循環	
1 森林資源の循環利用の促進.....	41
2 健全な水循環の保全.....	41
3 森・里・川・海の保全.....	42

第3章 良好的な生活環境の確保～安全・安心な暮らしを守る～

第1節 「命の水」と健全な水循環の確保	
1 水資源の適正な管理と有効利用の促進.....	45
2 水道水等の安定供給の確保.....	46
第2節 水質・大気等の環境保全	
1 河川等の水質の保全.....	47
2 大気環境の保全.....	49
3 生活排水対策の推進.....	54
第3節 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保	
1 環境影響評価の実施について.....	56
2 盛土等の適正化の推進.....	56

第4章 自然共生社会の構築～人と自然との関係を見つめ直す～

第1節 生物多様性の確保	
1 希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護.....	58
2 自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理.....	60
第2節 自然環境の保全	
1 自然公園等の適正管理・利用促進.....	63
2 伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全.....	64
3 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等.....	67
4 森・里・川・海の保全.....	69
第3節 人と自然との共生	
1 自然とのふれあいの推進.....	70
2 県民と協働で進める森づくり.....	71
3 緑化活動の推進.....	71

第5章 環境と調和した社会の基盤づくり～全てに共通する施策～

第1節 環境と経済の好循環の創出	
1 環境ビジネスの復興.....	73
2 E S G金融の普及拡大.....	74

第2節 環境にやさしいライフスタイルの実践	
1 県民運動の展開.....	76
2 環境保全への行動変容を促す情報発信.....	76
第3節 環境保全の担い手育成	
1 環境教育の推進.....	78
2 環境教育指導者の養成.....	79
3 ネットワークづくり.....	79
第4節 課題解決の基盤となる調査・研究の推進	
1 イノベーションを促進する「研究開発」.....	81
2 安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」.....	83

第1章 脱炭素社会の構築

～カーボンニュートラルの実現～

第1節 徹底した省エネルギー社会の実現

(1) 脱炭素経営の推進

《現状》

- ・県の温室効果ガス排出量のうち、産業・業務部門からの排出量が約5割を占めている。比較的自主的な取組が進む大企業に対して、資金的や人材的な制約から中小企業の取組は進んでいない。 【環境政策課】
- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づく建築物環境配慮制度により、2,000 m²以上の大規模建築物の建築主に建築物配慮計画書の提出を義務付け、年間100件を超える計画書が提出されている。 【建築安全推進課】
- ・自動車産業は、世界的なEV(電気自動車)化の加速によりエンジン関連部品が不要となることや、自動運転をはじめとした自動車のデジタル化の急速な進展など、100年に1度とも言われる大きな変革への対応に迫られており、これまで自動車部品を製造してきた多くの中小企業が大きな環境変化に直面している。
- ・さらに、国の掲げる2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、完成車メーカーと大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトを求められており、これに対応できない場合、受注機会を失う恐れがある。 【新産業集積課】

《課題》

- ・企業の自主的な温室効果ガス排出量削減に向け、環境に配慮した企業経営への転換が求められていることから、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度を活用した取組や中小企業等を総合的に支援していく仕組みを推進していくことが必要。 【環境政策課】
- ・建築物の省エネ化を促進するためには、建築主等の環境配慮への意識啓発を進めるとともに、環境配慮に優れた建築物を評価し支援できる仕組みが必要。 【建築安全推進課】
- ・本県の基幹産業である自動車産業について、脱炭素社会に向け世界的に加速するEV化や、デジタル化などの産業構造の変化に地域企業が対応するため、官民が連携したスピード感を持った支援が必要。 【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 温室効果ガス排出削減計画書制度の運営

- ・静岡県地球温暖化防止条例に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。
- ・令和5年度の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した温室効果ガス排出削減報告（令和5年度実績）の総排出量では9,102千トン-CO₂で、前年度（令和4年度）に対して353千トン-CO₂、3.74%減少。（表I-1-(1)-1） 【環境政策課】

(表 I - 1 - (1) - 1) 令和 5 年度温室効果ガス排出状況

〔単位：千トン-CO₂、%〕

該当要件	R 4 排出量 (A)	R 5 排出量 (B)	B-A (C) C/A
1号 エネルギー管理指定工場	8,008	7,840	▲168 ▲2.10
2号 24時間営業事業者	137	117	▲20 ▲14.51
3号 運輸事業者	693	628	▲64 ▲9.27
4号 その他	617	516	▲101 ▲16.40
計	9,455	9,102	▲353 ▲3.74

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：端数により割合が一致しない。

イ 事業者の先進事例の広報等による脱炭素経営の促進

- ・県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰。（表 I - 1 - (1) - 2）

【環境政策課】

(表 I - 1 - (1) - 2) 令和 6 年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞受賞者

部門	受賞者	事例概要
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業等の部 スズキ株式会社	バイオマス（植物由来資源）樹脂を自動車部品に実装することにより、自動車メーカーとして初めてバイオマスマーケ認定を取得。石油資源の節約・CO ₂ 排出削減に貢献した。また、自動車内外装部品等へのセルロース樹脂活用に向け、県下の成形メーカー等を対象に、セルロース樹脂製部品の量産金型を使った試作を行い、技術習得を促した。
	中小企業等の部 山一金属株式会社	電力使用量やCO ₂ 排出量を大幅に削減する独自のアルミニ缶リサイクル技術を有する。また、2026年度のCO ₂ 排出量ゼロを目指し、自社工場の一部でオフサイトPPAによる非化石価値付きの電力使用をアルミ業界で初めて開始するとともに、静岡銀行との間で締結した「寄贈型ポジティブ・インパクト・ファイナンス」に掲げたCO ₂ 削減目標(KPI)達成により「高校生夢実現プロジェクト」などの地域貢献活動を行った。
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校等の部 静岡県西遠女子学園インター アクト部	様々な地元企業と連携し、規格外の農作物を有効活用する取組を進め、食品ロス削減や地球温暖化防止の啓発に貢献した。地元企業の野菜粉末化技術を活用し、規格外の農作物を使ったクッキー やスコーンを開発するとともに、地域のイベント等でのこれら商品の販売や、地元小学生向けのエコクッキング（料理教室）開催を通じ、食品ロス削減に向けた啓蒙活動を展開した。

	個人・団体の部	特定非営利活動法人 Earth Communication	御前崎市の久々生海岸と、その海岸に自生群生するアマモ場の保全活動、環境学習活動を継続的に実施。大学や研究機関等と連携した調査・研究活動や、定期的な保全活動などの結果、アマモ場の群生域が拡大し、ブルーカーボンによるCO ₂ 吸収源として貢献。(Jブルークレジットの認証取得) また、企業や自治体と連携した体験プログラムや人材育成活動にも取り組んだ。
--	---------	----------------------------------	--

ウ 中小企業の脱炭素化経営の推進に向けた取組支援

- ・県内事業者等の事業の用に供する施設におけるエネルギーの使用の合理化及びエコアクション21認証の新規取得及び更新等を支援するため、82事業者に対し130回支援員派遣を実施。
- ・中小企業等における省エネ設備の導入を促すことで温室効果ガス排出量の削減を図るため、導入費用の一部を補助。
- ・県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることにより、エコアクション21、ISO14001の認証取得を促進。
- ・中小企業等の脱炭素経営への転換を促進するため、県内13金融機関、県、商工団体、大学等の多様な主体で構成する「しづおかカーボンニュートラル金融コンソーシアム」において、環境省「脱炭素アドバイザー資格」の資格取得を支援し、637人の脱炭素人材を育成。
- ・公募により選定した地域の金融機関が、温室効果ガス排出量の見える化、計画書制度への参加等を支援することで、中小企業等の脱炭素経営実践を促進。 【環境政策課】
- ・中小企業の脱炭素化や省エネに関する相談にワンストップで対応する窓口を設置、運営するとともに、人材育成、専門家派遣、二酸化炭素排出量算定サービスの利用支援、設備導入支援等を実施。

【エネルギー政策課】

- ・脱炭素化経営の推進のため、生産性向上に対する取組を支援するとともに、課題解決を支援するため、専門家派遣を実施。 【経営支援課】
- ・中小企業者の新エネルギー・省エネルギー設備の導入、脱炭素に係る設備の導入を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「脱炭素支援資金」を実施。

資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円(※)	10年以内	年1.4%以内又は1.6%以内 (利子補給率0.67%以内又は0.47%以内)	年0.3%~1.3%又は年0.98%

※ 天然ガスコーチェネレーション導入時/3億円

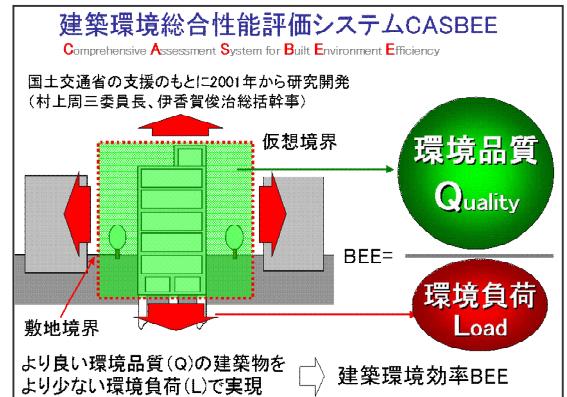
- ・令和6年度の実績：4億5,715万円（14件）
- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施（7月）。 【商工金融課】

エ 建築物環境配慮制度を活用した環境配慮の取組の促進

- ・建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、建築物環境配慮計画書の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定。

- ・建築物環境配慮計画書の評価結果を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備を促進。
- ・建築物環境配慮計画書における環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰制度を実施。
- ・建築物環境配慮措置の評価がS・Aランクの建築物を整備する中小企業へ、低金利で融資する制度を追加。

【建築安全推進課】



オ 温室効果ガス削減の取組事例や助成制度の周知

- ・省エネ対策支援制度等説明会として、企業の省エネ取組事例や国や県・市が実施している省エネルギー関連の支援制度の講演を録画し、YouTubeで配信。 【環境政策課】

カ 地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究、製品開発等の取組支援

- ・次世代自動車分野では、次世代自動車センター浜松が行う、次世代自動車の開発に不可欠な企業の固有技術探索活動、EVの分解活動、試作品開発、脱炭素対応講座などを重点支援したほか、県工業技術研究所へのデジタルものづくりセンターの最新機器の整備や、県産業振興財団と連携した研究開発・事業化への助成を実施。 【新産業集積課】

キ ふじさん工業用水道施設統合の推進

- ・ふじさん工業用水道（旧富士川及び旧東駿河湾工業用水道）の水運用において、地形的に優位な水源を活用した施設統合を推進することにより、CO₂排出量を削減。
- ・令和3年度は、施設統合に向けた基本検討を実施。
- ・令和4年度及び令和5年度は、施設統合に向けた施設整備を実施。
- ・令和6年度からは新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業に着手。 【水道企画課】

(2) 住宅・建築物の省エネルギー化

《現状》

- ・住宅・建築物を利用することにより発生するCO₂排出量（家庭部門及び業務部門の合計）は、全体の約1／3を占めている。
- ・注文戸建て住宅におけるZEH水準対応では、大手住宅メーカーでは8割超達成しているが、住宅の全体では約4割となっている。
- ・本県は全国平均と比較して長期優良住宅の認定率は高い水準にある。 【住まいづくり課】

《課題》

- ・中小工務店におけるZEH対応が遅れている。
- ・建築士や中小工務店における能力や習熟度向上等の省エネルギー技術を扱う体制の整備が必要。
- ・本県の住宅の利活用期間は2018年で約32.6年と国の平均と比べ約5、6年短く、耐久性が高く質の

高い住宅の普及が必要。

【住まいづくり課】

- ・住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が必要であるが、断熱性能の向上や高効率機器の設置等には多額の費用が掛かる。

【建築企画課、住まいづくり課、環境政策課】

《施策の展開》

ア 住宅等の省エネルギー化の促進

- ・断熱性能が高く、消費エネルギーが少ない住宅の新築または購入に係る費用の一部を助成。
- ・中小工務店や設計事務所を対象に、住宅の省エネルギー性能に係る計算方法を解説する講習会を開催。
- ・テレワーク対応リフォームと同時に実施する省エネ改修工事を助成。 【住まいづくり課】
- ・ZEBなどの省エネ性能に優れた建築物について、県ホームページ等で情報提供。
- ・県内建築物の省エネ化を図るため、ZEB導入にかかる費用（ZEBの上乗せ設計費）を補助。

【環境政策課】

イ 健康で安心して暮らすことができる住宅に関する情報提供

- ・長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の普及や活用により、住宅ストックの質の向上や住宅の長寿命化を促進。
- ・県民や事業者を対象に、地球環境や住環境に関する講習会（1回）を開催。事業者を対象に、省エネ性能に優れた建築物の設計及び施工に関する研修会（1回）を開催。 【住まいづくり課】

ウ 県有建築物の整備におけるZEB化の推進

- ・消費エネルギーを削減するため、令和4年度に策定した「県有建築物ZEB化設計指針」に基づき県有建築物の新築時におけるZEB化を推進。
- ・既存県有建築物の省エネ改修を計画的に推進するため、省エネ改修基本計画を作成。

【建築企画課、設備課】

エ 県有建築物における県産材による木造化、木質化の推進

- ・長期間の炭素固定に貢献するため、県有建築物の内外装に県産材を利用。 【建築企画課、建築工事課】

(3) まちづくり・地域交通の脱炭素化

《現状》

- ・車両価格の高止まりや走行距離が短いこと、充電・充填インフラの偏在・不足地域があることなどから、EVやFCVの普及が停滞しており、国内の自動車保有台数のうち、約85%がガソリン車及びディーゼル車で、EVやFCVは全体の1%未満に留まっている。 【エネルギー政策課】
- ・運輸部門におけるCO₂排出量は、2023年度で1億9000万トンと2013年度比で3,410万トン減少しているが、他部門と比べると減少率は低い状況となっている。 【企画課】
- ・本県の港湾では、国際貿易港である清水港、田子の浦港及び御前崎港において、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた取組を推進することとし、令和3年度には清水港、令和5年度には御前崎港、令和6年度には田子の浦港において官民からなる協議会を設置している。 【港湾企画課】

- ・高度経済成長期以降、モータリゼーションが進展し続けたこと等により、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地及び都市機能の拡散が進行し、自家用車利用が一層高まるとともに移動距離も増加する傾向にある。 【都市計画課】

- ・県内の信号灯器のLED化は約6割に留まり、依然として残る多くが白熱電球を用いた灯器であり、更新が不可欠な状況となっている。 【交通規制課】

《課題》

- ・都市機能の拡散や自家用車への過度の依存に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約し、徒歩、自転車、公共交通で移動しやすい都市構造の実現が必要。

【都市計画課、地域交通課】

- ・物流網や物流拠点の集約化により、流通における環境負荷軽減が必要。 【企画課】

- ・目標や具体的な取組を定めた「港湾脱炭素化推進計画」の策定にあたっては、脱炭素化に係る国の施策や技術革新の動向等を踏まえることが必要であり、策定後も適宜、見直しが必要。また、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成には、民間の取組が不可欠なことから、推進に向け官民一体となる施策等を検討することが必要。 【港湾企画課】

《施策の展開》

ア 次世代自動車の普及促進と有用性の啓発

- ・EV普及に向けた利用環境整備を図るため、充電器の位置情報等を配信するとともに、静岡トヨタ自動車株式会社から無償でFCVを借り受けて県内市町等に貸し出し、FCV普及を促進。
- ・県内2か所において、避難所等への電源供給を想定した外部給電デモンストレーションを開催し、災害時における次世代自動車の有用性を啓発。 【エネルギー政策課】

イ 輸送・産業用燃料電池自動車の導入支援

- ・輸送・産業分野における燃料電池車両の導入を拡大するため、燃料電池バスの導入に対し、国庫補助と合わせ、経費の一部を助成。 【エネルギー政策課】

ウ 水素ステーションの設置等支援

- ・県内に設置される水素ステーションに対し、国庫補助と合わせ、経費の一部を助成。 【エネルギー政策課】

エ 公用車の電動車化の推進

- ・公用車の更新は、代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とする。
- ・公用車の効率的な利用を一層推進しつつ、使用状況等を精査し、質的・量的台数削減を実施。 【用度課】

オ 道路の交通渋滞の解消

- ・地域の主要渋滞箇所において、交差点改良やバイパス整備などを実施し、自動車交通の円滑化を図り、環境負荷を低減。
- ・令和6年度は、国道1号島田金谷バイパス（旗指IC～大代IC）の4車線化などにより、地域の

渋滞を緩和。

【道路企画課】

カ 道路照明灯のLED化

- ・緊急輸送路上の道路照明灯全8,574基について優先してLED化を実施し、令和6年度末までに65.4%のLED化が完了。 【道路保全課】

キ 消費電力が大幅に少ないLED信号灯器の整備の推進

- ・電球型灯器に比べ、視認性が高く、消費電力が大幅に少ないLED信号灯器の設備を推進。【交通規制課】

ク 「自転車通勤企業宣言プロジェクト」等を通じた自転車利用の促進

- ・静岡県自転車活用推進計画に基づき、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」などを通じて、自転車利用を促進。県職員の自転車通勤の促進に向けて、職員ポータルを活用し、交通安全を啓発する危険予知トレーニングを実施。 【スポーツ政策課】

ケ 環境への負荷を軽減する集約連携型都市づくりの促進

- ・集約連携型都市構造の形成を通じた環境負荷の小さな都市づくりを目指すため、都市計画区域マスター プランの改定に向けた協議等を実施。
- ・脱炭素のまちづくりに寄与する交通体系として、西遠都市圏の都市交通マスタープランの改定に向け、現況分析及び将来分析を踏まえて次期都市交通マスタープランの基本方針を設定。 【都市計画課】

コ 公共交通におけるGX推進

- ・CO₂排出量の少ない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）など、環境に配慮した車両の導入を促進。
- ・自家用車から公共交通への利用転換につながる県民意識を醸成させるための小学生バス無料デーを実施。 【地域交通課】

サ 効率的な物流による脱炭素化の推進

- ・輸送網の合理化や流通業務の総合化、効率化を図るため、支援措置の紹介や相談対応による物流事業者の総合効率化計画の認定を促進。 【企画課】

シ カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画及び港湾脱炭素化推進計画の策定

- ・清水港では、令和3年度に設置した官民からなる「清水港カーボンニュートラルポート協議会」での議論を踏まえ、「清水港カーボンニュートラルポート形成計画」を令和5年3月に策定。
- ・清水港、田子の浦港及び御前崎港では、令和4年12月の港湾法改正に基づき「港湾脱炭素化推進計画」の策定を進めており、令和6年3月には清水港で、令和7年3月には御前崎港で、それぞれ「港湾脱炭素化推進計画」を策定、公表。 【港湾企画課】

(4) ライフスタイルの転換

《現状》

- ・県の温室効果ガス排出量のうち、家庭部門からの排出量が約2割を占めている。 【環境政策課】
- ・コロナ禍をきっかけに、働き方や暮らし方が見直され、人々の住まいに対する価値観は大きく変わっている。 【住まいづくり課】

《課題》

- ・脱炭素社会の実現への視点を取り入れたライフスタイルへの転換を促すため、県民が日常生活において温室効果ガス排出量等を意識し、具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動の更なる展開を図ることが必要。 【環境政策課】
- ・在宅勤務や二地域居住など新たなライフスタイルに対応した住まいの形成が必要。 【住まいづくり課】

《施策の展開》

ア 県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の取組充実

- ・企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにCOOLチャレンジ」を展開。
- ・県民一人ひとりが地球温暖化防止の活動を楽しみながら実践することを促すため、スマートフォン等で地球温暖化防止の行動に応じて、抽選に参加できるポイントを獲得できるアプリ「クルポ」を活用し県民運動を実施。 【環境政策課】

(表 I-2-(1)-1) 令和6年度「ふじのくにCOOLチャレンジ」活動数

令和6年度活動数	計 1,858,018回/年
登録者数（累計）	30,697人

(表 I-2-(1)-2) 「クルポ」の主なアクションメニュー

区分	内容
えねシェア	県内公共施設等でのクール／ウォームシェア
リサイクルBOXを使う	スーパー等のリサイクルBOXでの分別
プラスチックを減らす	県内セブンイレブン等でレジ袋を断る
食事を食べきる	食べきりによる食品ロス削減
公共交通機関の利用	バス、電車の利用
省エネ・再エネ機器を買う	省エネ家電、LED電球等の購入
環境イベントに参加する	実行委員会が認定する環境イベントへの参加
再配達防止の取組	郵便局の宅配ロッカー「はこぼす」を利用し再配達を防止

イ 静岡県地球温暖化防止活動推進員の委嘱と勉強会等の開催

- ・地域における地球温暖化防止活動を実践するリーダーとして、静岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱するとともに、推進員のレベルアップのための勉強会等を開催。令和6年度末時点で101人に委嘱。 【環境政策課】

ウ 家庭向け省エネルギー対策のアドバイス実施

- 家庭で使用している機器や生活習慣、CO₂排出実態から、暖房や給湯など各分野に合わせた対策とその削減効果がわかる「うちエコ診断ソフト」を用いた「うちエコ診断」を実施。【環境政策課】

エ 自宅におけるテレワーク環境整備の促進

- 住宅のテレワーク対応リフォームに対して助成。【住まいづくり課】

オ 緩和策の普及啓発ツールの作成及び活用

- 静岡県地球温暖化防止活動推進センターが、緩和策の普及啓発ツールを用いて、県内の中学生や県民を対象に温暖化対策に関する啓発を実施。【環境政策課】

カ 将来の脱炭素社会を担う若者人材の育成

- 静岡大学等と連携し、高校生がチームとなり、大学生伴走支援のもと、地域の脱炭素につながる企画を考える「高校生カーボンニュートラル・ラボ」を実施。【環境政策課】

(5) フロン等その他温室効果ガスの削減

《現状》

- CO₂に比べて温室効果の高いハイドロフルオロカーボン類(HFCs)は、冷凍空調機器類の冷媒等に広く使用されており、近年回収量及び排出量が増加。回収量は、平成15年度の71.0トンから令和5年度には182.2トンまで増加。【環境政策課】

《課題》

- 冷凍空調機器類等からの漏えいを防止するため、適切な管理や廃棄等の周知を図ることが必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア フロン類の漏えい防止のための関係業者への指導・助言の実施

- 業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査、建設リサイクル法合同パトロール時における解体業者への立入検査、解体業元請業者に対するアンケート調査等により、実施状況の確認とともに関係業種への波及効果を見込んだ周知を実施。【環境政策課】

イ フロン類の適正な回収・処理の促進

- フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填及び回収を行う事業者の登録事務及びフロン類の回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査等を実施。【環境政策課】

ウ 専門家による講習会の開催

- フロン排出抑制法の普及啓発の一環として、管理者、充填回収業者、建設業者、廃棄物リサイクル業者を対象に県内で講習会を開催。【環境政策課】

第2節 エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

(1) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進

《現状》

- ・本県における再生可能エネルギー導入量は、平成30年度からの5年間で約1.3倍となっており、特に太陽光発電の導入量は、令和5年度には原発2基分以上となる約256万キロワットとなるなど、導入が拡大している。 【エネルギー政策課】
- ・農業用水を活用した小水力発電の導入を促進するために、「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」を設置し、官民が一体となって取組を推進している。 【農地保全課】
- ・富士山静岡空港において、太陽光発電パネルを石雲院展望デッキ及び空港周囲部等に設置し、導入を促進している。
- ・空港の脱炭素化を推進するという国の方針を踏まえ、「富士山静岡空港脱炭素化推進協議会」を設置し脱炭素社会の実現に取り組んでいる。 【空港管理課】

《課題》

- ・メガソーラーや洋上風力といった大型施設は地域住民の生活に及ぼす影響が大きい。
- ・太陽光発電や風力発電は、天候や時間帯等によって出力が変動するため、自然条件の影響が比較的小さい水力発電やバイオマス発電、地熱発電など複数の発電方法や蓄電池を組み合わせることが重要。 【エネルギー政策課】
- ・再生可能エネルギーの発電ポテンシャルが存在しているが、適地が分散していたり、個々の発電ポテンシャルが小規模で安定性に欠けるなど、新技術が必要。 【農地保全課】
- ・脱炭素化に向けた技術革新や関係者の最新の動向などを捉え、各港湾の特徴を踏まえ官民一体となつたカーボンニュートラルポート(CNP)の形成が必要。 【港湾企画課】
- ・航空機の安全運航に支障を来さないよう十分に配慮しながら、運営権者、航空会社など多様な関係者と一体的な取組を進めることが必要。 【空港管理課】

《施策の展開》

ア 自立・分散型エネルギーシステムの構築支援

- ・再生可能エネルギー等を活用した地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指す民間事業者が行うハード整備に対し助成。 【エネルギー政策課】

イ 住宅用太陽光発電及び蓄電池の普及促進

- ・住宅や土地等の所有者の初期費用負担なしで太陽光発電設備を設置する「ゼロ円ソーラー」を実施する事業者を支援し、住宅や事業所等の屋根への太陽光発電設備の導入を推進。 【エネルギー政策課】

ウ 事業用太陽光発電及び蓄電池の導入支援

- ・エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者を支援し、再生可能エネルギーの導入を促進するため、中小企業等が実施する自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の整備に対し助成。 【エネルギー政策課】

エ 再生可能エネルギーの有用性の周知

- ・エネルギーに関する情報を収集、整理し、県民に情報を発信。

【エネルギー政策課】

オ 地域環境及び地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

- ・事業所等への太陽光設備導入の支援や、市町・民間事業者が行う小水力、バイオマス、温泉エネルギーの利活用可能性調査や設備導入への支援を実施し、地産エネルギー等の導入量増加を推進。

【エネルギー政策課】

カ 地域マイクログリッド構築支援

- ・太陽光発電設備と蓄電池を設置し、エネルギーマネジメントシステムにより電力需給を調整する「地域マイクログリッド」の構築を目指す民間事業者が行うハード整備に対し助成。【エネルギー政策課】

キ 農業水利施設を活用した小水力発電の導入及び民間事業者等の取組支援

- ・「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協会」を通じて、県内小水力発電適地情報等の情報共有を図り、小水力発電の導入を促進。【農地保全課】

ク 熱交換システムの普及啓発

- ・地下水の熱を空調等に活用する省エネルギー効果の高い熱交換システムについて、適地マップの高度化、利用ガイドラインの作成・公表により普及を促進。【環境政策課】

ケ 公共施設への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の積極導入

- ・県有6施設の建物屋根等を貸出し、民間事業者が太陽光発電設備を設置して発電事業を実施。

【エネルギー政策課】

コ 富士山静岡空港の再生可能エネルギーの導入促進

- ・「富士山静岡空港脱炭素化推進計画」において、温室効果ガス排出量の計画的な削減目標とともに、再生可能エネルギーの導入目標を設定。
- ・国の支援策を踏まえつつ、運営権者と連携して富士山静岡空港の再生可能エネルギーの導入を促進。

【空港管理課】

(2) 水素エネルギー等の活用促進

《現状》

- ・水素は、その利活用を通じて発電や輸送、産業など様々な分野の脱炭素化を行うことが期待され、地域特性に応じた水素社会実現モデルの構築が国内各地で徐々に進展している。【エネルギー政策課】

《課題》

- ・水素社会の実現には、水素供給量の拡大と供給コストの低減が不可欠だが、水素の需要が見込めないことから普及が停滞している。【エネルギー政策課】

《施設の展開》

ア 水素エネルギーの利用拡大に向けた先進的取組の支援

- ・県内企業の水素関連ビジネスへの参入を促進するため、水素貯蔵等に関する技術を持つ企業等で構成する検討会による技術開発を支援するとともに、水素分野で先行する山梨県の企業とのビジネスマッチング交流会を開催。

【エネルギー政策課】

イ 水素エネルギーを活用したFC商用車の導入促進

- ・エネルギー、運輸、荷主、バス、自動車メーカー及び自治体等からなる協議会において、FC商用車（バス・トラック）や水素ステーションの導入拡大について検討。

【エネルギー政策課】

ウ 水素ステーションの設置等支援

- ・第1章第1節(3)ウに記載。

【エネルギー政策課】

第3節 技術革新の推進

(1) 環境・エネルギー関連産業の振興

《現状》

- ・国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため「GX推進戦略」を策定している。
- ・市場の拡大や新規雇用の拡大も期待され、県内企業の環境・エネルギー関連分野への参入支援が必要となっている。
【エネルギー政策課】
- ・農林水産省では、2050年の農林水産分野におけるCO₂ゼロエミッション化の実現を目指して「みどりの食料システム戦略」を策定している。
- ・畜産業で発生する家畜排せつ物は、たい肥として農業分野で利用されており、利用拡大に向けて、たい肥を生産する畜産農家と利用する耕種農家との連携が進んでいる。
【農業戦略課】
- ・農業用水を「エネルギー資源」の一つとして位置づけ、再生可能エネルギーとしての活用を積極的に支援することで、事業関連施設の維持管理の軽減や地球温暖化防止への貢献、農業用水や農業水利施設等の地域資源の次世代への継承に努めている。
【農地保全課】

《課題》

- ・県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費に対する助成などの総合的な支援が必要。
【エネルギー政策課】
- ・「みどりの食料システム戦略」では革新的な技術・生産体系の開発等による取組の方向性を示しているが、目標達成までに技術革新により解決するべき課題は多い。
- ・家畜排せつ物を、たい肥に加えて熱エネルギー源など多用途に利活用するための技術改良と普及が必要。
【農業戦略課】
- ・水力発電は、歴史が古く完成度の高い技術であるものの、国内においては大規模な地点は開発がほぼ終了し、残る地点は経済性に劣る小規模なものとなっているため、新技術が必要。
【農地保全課】

《施策の展開》

ア 技術開発、需要創出支援

- ・企業、大学、試験研究機関、行政、金融機関等からなる静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会において、講演会や交流会、ワーキンググループ活動を行い、ワーキンググループで検討した再エネ及び省エネに資する先進的な技術開発に対して助成。
【エネルギー政策課】
- ・農業分野におけるSDGsへの貢献に向け、科学技術を活用した環境負荷低減と生産性・収益性の向上の両立に資する事業化への取組に対して助成。
【農業戦略課】

イ バイオマスのエネルギー利用等に向けた取組促進

- ・県内の小水力、バイオマス、温泉エネルギーの利活用を進める事業について、可能性調査及び設備導入を行った者に対して、経費の一部を助成。
【エネルギー政策課】

ウ 家畜排せつ物のエネルギー資源化等の普及促進

- ・国の事業を活用した家畜ふんの燃料利用技術の導入に向けた事業者との相談を実施。【農業戦略課】

エ 農業用水を活用した小水力発電の導入推進

- ・再生可能エネルギーの利用拡大や農業用水施設等を活用した小水力発電の導入を促進。
- ・県が実施する事業により小水力発電所の整備を推進し、令和6年度までに4か所で運用を開始。
- ・行政と民間の取組により令和6年度末までの発電設備容量の整備目標2,950kwに対し、2,552kwの整備を実施。

【農地保全課】

オ カーボンクレジットの創出・活用推進

- ・本県の産業分野におけるカーボンクレジット制度への登録支援や、創出したクレジットの県内での活用を促進するため、登録に必要な審査費用に対し助成。
- ・県が自らクレジット創出に関する取組をモデル的に実施し、その情報を発信。【エネルギー政策課】

(2) 新技術等の研究開発の支援

《現状》

- ・本県の基幹産業である自動車産業は、世界的なEV(電気自動車)化の加速によりエンジン関連部品が必要となることや、自動運転をはじめとした自動車のデジタル化の急速な進展など、100年に1度とも言われる大きな変革への対応に迫られており、これまで自動車部品を製造してきた多くの中小企業が大きな環境変化に直面している。さらに国が掲げる2050年のカーボンニュートラル実現に向け、完成車メーカーや大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトを求められており、これに対応できない場合、受注機会を失う恐れがある。【新産業集積課】

- ・CNFは植物由来の次世代素材で、自動車部材、家電製品、住宅建材等に活用されることにより、燃費・エネルギー効率が改善されるなど、カーボンニュートラルを実現する素材として、注目されている。古くから製紙業が盛んな本県は、パルプを扱う技術の蓄積があり、CNF等に関するアドバンテージを持っていることから、関連産業の創出・集積に向けてCNF等を活用した製品開発を支援している。【新産業集積課】

- ・脱炭素等への環境対応や新エネルギー分野への展開を成長の機会と捉え、産業競争力の強化や新産業への転換を推進している。【商工金融課】

《課題》

- ・水素エネルギーの産業化には技術的課題の克服や設備投資などのハードルも多いため、現段階で水素関連産業に関わる県内企業は少なく、参入に向けた支援が必要。【エネルギー政策課】
- ・本県の基幹産業である自動車産業について、脱炭素社会に向け世界的に加速するEV化や、デジタル化などの産業構造の変化に地域企業が対応するため、官民が連携したスピード感を持った支援が必要。
- ・植物由来の素材であるCNF等について、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含めた様々な産業分野での製品(用途)開発を促進することが必要。【新産業集積課】
- ・脱炭素等への環境対応に向けた、企業の研究開発を促進するため、投融資の促進が必要。【商工金融課】

«施策の展開»

ア 技術開発、需要創出支援

- ・第1章第3節(1)アに掲載。

【エネルギー政策課】

イ 水素エネルギー関連技術・製品の開発支援

- ・第1章第2節(2)アに掲載。

【エネルギー政策課】

ウ 地域企業の電動化・デジタル化に向けた新たな研究、製品開発等の取組支援

- ・第1章第1節(1)カに掲載。

【新産業集積課】

エ C N F等の用途開発促進のための支援

- ・「ふじのくにC N F寄附講座」を静岡大学に設置し、C N Fと樹脂の複合材の開発や産業人材の育成を進めたほか、コーディネータの配置や国際展示会の開催によるマッチング支援、試作品開発への助成を実施。

【新産業集積課】

オ 大学、地域企業との共同研究の推進

- ・県富士工業技術支援センターに設置している「ふじのくにC N F研究開発センター」を拠点として、静岡大学や地域企業3社がC N F複合樹脂等に関する研究開発を共同で実施。

【新産業集積課】

カ 中小企業への資金調達支援

- ・環境技術関連を含む9の成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援資金(成長産業分野)」を実施。
- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10億円	10年以内	金融機関所定金利のうち1/2を県利子補給(ただし利子補給上限0.67%)	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付(年0.3%~1.3%)

- ・令和6年度の実績：6億8,000万円(5件)。

- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施(7月)。

【商工金融課】

第4節 吸収源対策の推進

(1) 森林吸収源の確保

《現状》

- ・令和12年度の国の森林吸収量目標（平成25年度総排出量比2.7%）の達成に向け、令和3年度から令和12年度までの10年間に年平均45万haの間伐等を実施する必要があり、本県においても年間11,490haを目標に間伐等の森林整備を促進している。
- ・森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しているが、人工林の高齢化に伴い、森林吸収量は減少傾向で推移している。 【森林計画課】
- ・生育が早く、二酸化炭素の吸収が促進される早生樹の選抜が進められている。 【農業戦略課】
- ・治山事業、森の力再生事業などにより、吸収源となる森林の保全を着実に実施している。
- ・水源のかん養や災害の防止に加え、二酸化炭素を吸収・固定することでカーボンニュートラルに貢献する森林の公益的機能の維持・増進が今後、一層重要なことから、デジタル技術や先端技術を活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林などの森林整備の取組を強化するとともに、引き続き森林の適正な管理・保全を推進している。 【森林計画課、森林保全課】
- ・森林の適正な管理の担い手である森林技術者の育成・定着と、林業への新規就業者の確保を促進している。 【林業振興課】

《課題》

- ・デジタル技術や先端技術を活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林や間伐などの森林整備の取組を強化するとともに、引き続き森林の適正な管理・保全を進めていくことが必要。 【森林計画課】
- ・早生樹による造林に向けた技術対策が必要。 【農業戦略課】
- ・引き続き保安林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、適切な保安林の配備と機能の向上が必要。 【森林保全課】
- ・効率的な森林管理に向けた森林技術者の能力の向上、森林技術者の定着に向けた林業経営体の職場環境の改善、林業が就職先として選択されるための取組が必要。 【林業振興課】

《施策の展開》

ア 林内路網の整備促進

- ・森林の適切な整備、適正な管理に必要となる、林道と森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網の整備を促進。 【森林整備課】

イ 計画的な森林管理、整備の促進

- ・3次元点群データの解析により取得した高精度森林情報の活用手法の普及などにより、林業経営体等が行う森林経営計画の作成を支援。令和6年度末現在79,450haの計画を認定。 【森林計画課】
- ・林業経営体や森林所有者などが行う間伐等の実施を支援することにより、計画的な森林整備を促進。 【森林整備課】
- ・「静岡悠久の森」を次代に継承していくため、計画的な森林整備を行い管理するとともに、県民参加の森づくり活動の場として活用。 【環境ふれあい課】

ウ 主伐・再造林の促進

- ・一貫作業システム、効果的な獣害対策、エリートツリー、コンテナ苗や先端技術の活用等による低成本主伐・再造林を普及。

【森林計画課・森林整備課】

エ 早生樹による造林技術等の検討

- ・二酸化炭素の吸収に優れる早生樹の造林、保育、収穫等の施業の方法を検証中。

【森林計画課、森林整備課】

- ・早生樹の生育に適した土壤改良技術開発を実施。

【農業戦略課】

オ 森の力再生事業の推進

- ・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。

- ・平成 28 年度から 10 年間で 11,200ha の荒廃森林の整備を計画、令和 6 年度は 1,333ha を整備（累計 9,669ha）。

【森林計画課】

カ 保安林機能向上の推進

- ・保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進。

【森林保全課】

キ 林地開発許可制度、伐採・造林届出制度の適切な運用

- ・森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度を適切に運用。

- ・市町による伐採・造林届出制度の適切な運用を支援するため、森林クラウドシステムのサポートを強化。

【森林保全課、森林計画課】

ク 森林分野のDXの促進

- ・3次元点群データの解析による高精度森林情報の取得範囲を拡大し、その活用方法を普及。

【森林計画課】

ケ 市町の森林管理・整備の実施支援

- ・県と市町が構成員となり、森林整備の進め方や課題を協議する地域協議会を開催。市町の要請に応じて専門技術を有した森林整備アドバイザーを派遣。

【森林計画課】

コ 森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した新たな森林管理・整備の取組の促進

- ・J-クレジット制度の活用を促進するため、県営林でのクレジット認証発行・売却に係るノウハウをJ-クレジットのセミナー等で普及。

【森林計画課】

- ・県有林 5箇所で J-クレジットのプロジェクト登録を申請し、令和 7 年 1 月に承認取得。

【環境ふれあい課】

サ 林業への新規就業促進及び森林技術者の確保、育成

- ・森林技術者の能力向上や林業経営体の組織力向上を図る研修等を実施するとともに、林業への新規就業を促すため、就業相談会や現場見学会、インターンシップ、学生を対象とするガイダンス、SNSによる情報発信等を実施。

【林業振興課】

シ 森林・林業に関する情報発信、普及啓発、ボランティア活動支援

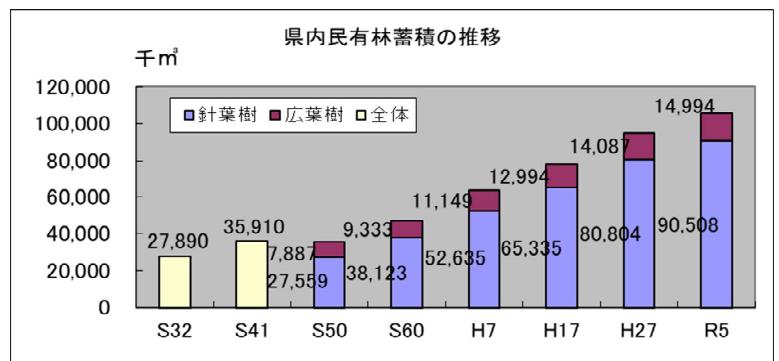
- ・森林クラウド公開システムで県内の森林情報を提供。また、Facebook「ふじのくに森林の都しづおか」において県内各地で行われている森林との共生に向けた取組を発信。 【森林計画課】
- ・県民の理解促進のための森づくりに関する広報・情報発信や、森づくり県民大作戦等のイベントを通じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動支援等を実施。 【環境ふれあい課】

(2) 森林資源の循環利用の促進

《現状》

- ・静岡県の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）面積の約6割は植林されて育てられたスギ、ヒノキ人工林で、その約9割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超え、その蓄積（立木の幹の体積）は、年々増加している。

【森林計画課】



- ・人口減少を背景に、木材の主要な需要先である住宅の新設着工戸数は減少傾向にある。 【林業振興課】

《課題》

- ・木材生産における森林所有者への収益還元や生産性の向上を図り、年間を通じた安定供給体制を構築するため、林業におけるイノベーションや低コスト生産システムの定着が必要。また、森林資源の循環利用に向け、高い林齢に偏った人工林の資源構成の若返りが必要であり、効率的な木材生産ができる主伐と確実な再造林による更新が必要。 【森林計画課】
- ・県産材製品の需要を拡大するには、市町や民間の非住宅建築物における木造・木質化を推進することが必要。
- ・県産材製品の大口需要に対応した製品供給体制の強化が必要。 【林業振興課】

《施策の展開》

ア 公共施設整備や土木工事、住宅や非住宅建築物への県産材利用の促進

- ・公共建築物で県産材を率先利用し、その成果を民間に波及。
- ・専門家派遣による相談対応や研修会を通じて、市町の公共建築物の木造化・木質化を促進。
- ・住宅及び非住宅建築物への助成制度等により、品質の確かな県産材製品の利用を促進。
- ・県産材製品の供給能力を高めるため、木材加工施設の整備や製材 JAS の認証取得を支援。

【林業振興課】

イ 木材・県産材利用への意識・理解醸成

- ・県産材利用の模範となる優良な非住宅建築物の表彰や炭素貯蔵に貢献した非住宅建築物の認定により、市町、企業等の県産材利用の意識と機運を醸成。
- ・建築物の木材利用を促進する協定を企業等と締結し、県産材製品の利用を促進。 【林業振興課】

ウ 林業イノベーションの推進

- ・先端技術の情報共有を行う「ふじのくに森林・林業イノベーションフォーラム」への参画を促進。
- ・林業経営体、市町、県で構成する地域協議会により、デジタル高精度森林情報、G N S S 測量等を活用した業務効率化を実証、普及。 【森林計画課】

エ 森林施業の集約化、路網整備、機械化等の一体的促進

- ・効率的に木材を供給できるよう、林道と森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網の整備を促進。
- ・林業経営体や森林所有者などが行う森林経営計画の作成、間伐等の実施を支援することにより、計画的な森林整備を促進。 【森林整備課】

オ 世界基準の森林認証取得と森林認証材の供給基盤の整備促進

- ・森林認証推進協議会や認証管理団体との連携により、森林認証制度や認証材を普及。協議会が行う森林認証の普及啓発の取組を支援。
- ・需要即納型の生産団地における、路網等の供給基盤の整備を支援。 【森林計画課、森林整備課】

カ 木質バイオマスの安定供給のための未利用資源の供給体制整備促進

- ・林内に残置された未利用木材を搬出する取組を支援。 【森林整備課】

キ 木質バイオマス用材等を生産する早生樹等の森林造成・育成促進

- ・二酸化炭素の吸収に優れる早生樹の造林、保育、収穫等の施業の方法を検証中。 【森林計画課、森林整備課】

(3) ブルーカーボン等その他吸収源対策

『現状』

- ・ブルーカーボンとは、海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素を指し、その吸収源として浅海域に分布する藻場や干潟などがあり、森林以外の吸収源として全国的に注目されている。 【水産資源課、水産振興課】
- ・農業分野における地球温暖化対策として、温室効果ガス発生削減の取組に加えて、バイオマスを原料とする難分解性の炭素（バイオ炭）を農地土壤に貯留させる取組が着目されている。 【農業戦略課】
- ・茶草場農法を実践している茶園は有機物層が厚く、茶草を投入している分、炭素固定量が高く、通常管理の茶園土壤に比べて土壤中の炭素量は7倍程度である。 【お茶振興課】

«課題»

- ・藻場の保全及び増加に向けた取組の推進が必要。 【水産資源課、水産振興課】
- ・農地土壤に貯留する、品質基準を満たすバイオ炭の安定供給や、バイオ炭を使用した際の農作物への影響を把握することが重要。 【農業戦略課】
- ・茶草場農法認定茶は、付加価値が販売価格に反映されにくくことから茶草場農法実践者が減少しており、農法の維持・継承のために、実践者の所得向上、モチベーションの維持が必要。 【お茶振興課】

«施策の展開»

ア 海域における藻類に関する研究開発

- ・ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用を通して吸収源である藻場の回復に向けた取組を促進するために、榛南海域のカジメ藻場をモデルに藻場面積及び単位面積当たりのカジメ湿重量を簡易かつ低廉に一定精度で評価できる技術手法を開発。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

イ 藻場の回復、育成

- ・未回復のサガラメ藻場については種苗移植を実施。
- ・種苗移植等による藻場の造成により、榛南海域では相良地先などの海域においてカジメ藻場が回復傾向にあったが、令和5年度に高水温の影響を受け、再び衰退。令和6年度にサガラメ種苗に加え、カジメ種苗も移植。
- ・榛南、伊浜の両地区で漁業者が取り組んでいる母藻の設置、種苗の投入、モニタリングなどの活動を継続して支援。
- ・黒潮大蛇行に伴う高水温の環境下でも生育可能で、食害を受けにくい海藻の増殖研究を実施。

【水産資源課、水産振興課】

ウ バイオ炭施用による農作物影響調査と農業分野における温室効果ガス削減技術の開発

- ・バイオ炭を施用した際の農作物の生育等への影響調査や、各品目における温室効果ガス削減に向けた研究の取組を推進。 【農業戦略課】

エ 静岡の茶草場農法の維持・継承に向けた取組支援

- ・茶草場農法の維持・継承を図るため、農法の果たす機能をPRし、茶草場農法認定茶の付加価値を向上。また、周辺地域の活性化のため、農法を体験するモデルツアなどを実施。 【お茶振興課】

第5節 気候変動影響への適応

(1) 農林水産業への影響把握と対策

《現状》

- ・温暖化の影響により温州みかんの浮き皮果や貯蔵中の腐敗果の発生が増加傾向である。【農業戦略課】
- ・夏期の気温が近年上昇傾向にあり、米の品質低下が見られる。【農産振興課】
- ・近年、豪雨災害により農地や農業用施設が湛水する事例が増加しており、農業生産の維持や農村での安心・安全な生活への影響が懸念されている。【農地保全課】
- ・沿岸域の漁場においては、河川等から流出した流沈木により漁業の操業が制限される頻度が増加しており、水産物の安定供給に支障が出ている。【水産振興課】
- ・地球温暖化、黒潮大蛇行の影響により、沿岸域は高水温や高潮位傾向にある。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

《課題》

- ・温暖化による影響が少ない品種や温暖化の進行により懸念される品質や収量の低下を軽減する生産技術の開発、普及が必要。【農業戦略課、農産振興課】
- ・流域開発等により排水機能が低下している農村地域のポンプや排水路等の施設が健全に機能を発揮できるよう適切に整備を実施していくことが必要。【農地保全課】
- ・水産物の安定供給を維持できるよう漁場における流沈木の対策の強化が必要。【水産振興課】
- ・地球温暖化や黒潮大蛇行の水産資源等への詳細な影響調査が必要。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

《施策の展開》

ア 農業全般における気象災害発生時の対応技術の広報

- ・気象災害に伴う農作物への被害の発生が予想される場合、発災前後に実施できる技術対策を指導。【農業戦略課】

イ 高温登熟性に優れた品種の普及

- ・夏期の高温条件下での登熟に優れた水稻品種の選定と導入を推進。【農産振興課】

ウ 温暖化影響の少ない品種の長期貯蔵技術、高温・病害虫被害を軽減する栽培技術の開発、普及

- ・温暖化条件下でも浮き皮の発生が少ない県育成温州みかん「春しづか」の普及や長期貯蔵中の果実腐敗を抑制する冷風貯蔵庫の導入を推進。【農業戦略課】

エ かん水技術の普及推進

- ・春季のおそ霜対策として散水スプリンクラーの導入や、夏季の高温・干ばつ対策としてかん水チューブの設置、普及を推進。【農業戦略課】

オ 農地や農業用施設の湛水被害の解消及び農業用排水施設などの整備

- ・農村地域における災害の未然防止と被害軽減により、優良農地の確保による農業経営の安定化と県

土の保全を図る防災事業を推進。

- ・排水路や調整池の整備、事業計画の策定など 60 地区で事業を実施。

【農地保全課】

力 漁場における流沈木対策の推進

- ・漁業者による流木の早期撤去の支援、市町等と協力した沈木の撤去を推進。

【水産振興課】

キ 環境や水産資源の変化を把握、予測するための研究の推進

- ・2022 年 2 月に竣工した第 5 世駿河丸や人工衛星などの情報を活用し、関係研究機関とも連携して、サクラエビ、イワシ類、カツオなどの生息環境や水産資源の長期的な変化を高精度に把握・予測する研究や、近年増加傾向にある南方系魚種について、その活用に関する研究を実施。

【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

(2) 災害に強い地域づくり

《現状》

- ・全国的に 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数が増加傾向にある等、気象災害が激甚化・頻発化している。 【道路保全課、河川企画課、河川海岸整備課、砂防課】
- ・河道拡幅や遊水地の設置など、河川整備を計画的に実施しているものの、県内には流下能力が十分でない河川や、地形的に低い土地において浸水被害が頻発する地区が存在する。 【河川企画課】
- ・遠州灘や駿河湾の一部の海岸において侵食傾向にある。 【河川海岸整備課】
- ・切迫する大規模地震等への対策として、災害に強い港湾施設及び漁港施設の整備、地域の合意形成に基づく海岸保全施設の整備を実施している。 【港湾整備課、漁港整備課】
- ・地震・津波対策アクションプログラム 2023 (A P 2023) に基づき、緊急輸送路をはじめとした重要路線等の橋梁の耐震対策を実施し、令和 6 年度末の完了率は、79.2% となった。 【道路整備課】
- ・砂浜、砂丘、松林からなる白砂青松や岩礁の景観と貴重な自然環境を保全しながら整備を実施している。 【河川海岸整備課】

《課題》

- ・気候変動による降雨量の増加により、今後、治水安全度は相対的に低下するおそれがある。
- ・豪雨による浸水被害や土砂災害による被害等を軽減するために、河川の改修や土砂災害防止施設の整備に加え、住民に対して水災害リスクの周知を図ることが必要。 【河川企画課、河川海岸整備課、砂防課】
- ・激甚化・頻発化する豪雨災害による被害の軽減に向け、あらゆる関係者が一体となり流域全体で浸水被害を軽減することが必要。 【河川企画課】
- ・大規模災害時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、災害による道路の通行止めを防止する対策が必要。 【道路保全課、道路整備課】
- ・大規模地震発生時においても海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能及び水産物流通機能を早期に確保することが必要。
- ・高潮、津波などから背後地を防護しつつ、周辺状況に応じ景観や利用に配慮した海岸整備を推進する

ことが必要。

- ・侵食傾向にある海岸において、砂浜の保全が必要。

【港湾整備課、漁港整備課】

【河川海岸整備課】

『施策の展開』

ア 気象情報や防災情報の適時適切な提供

- ・重大な防災気象情報等が発表された際に静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」でプッシュ通知するとともに、県ホームページやSNS（X（旧ツイッター）、Facebook）で情報提供を実施。

【危機対策課、危機情報課】

イ 洪水氾濫などの被害軽減に向けた取組の推進

- ・河川整備等の事前防災を重点的に進める41水系を対象に、ハード・ソフト一体となった多層的な取組の全体像を示す「流域治水プロジェクト」により、地域特性に応じた減災対策を実施。
- ・近年、浸水被害が頻発する15流域21地区を「重点対策流域」に位置付け、流域治水の考え方に基づく被害軽減策を取りまとめた「水災害対策プラン」により、あらゆる関係者が協働し、主体的に取り組む流域治水を推進。

【河川企画課】

ウ 自然災害に強い基盤整備の推進

- ・橋梁の耐震対策については、緊急輸送路にある橋梁の早期完了を目指し、引き続き対策を推進。

【道路整備課】

- ・県管理道路における道路防災総点検の「要対策」箇所：1,145か所（法面・盛土等）について、緊急輸送路上の箇所を優先して対策工事を行い、令和6年度までに457か所の対策が完了。

【道路保全課】

- ・大規模地震発生後に港湾・漁港機能の早期復旧を図るため、防波堤の粘り強い構造への改良や耐震強化岸壁の整備を実施。

【港湾整備課、漁港整備課】

エ 河川や排水施設の整備推進

- ・一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害防止のため、河川整備計画に基づき、河川の整備を着実に実施（整備延長：574.0km）。

【河川海岸整備課】

オ 生物の成育や景観への適切な配慮、海浜の適切な利用を確保した海岸整備の実施

- ・国との連携により河川及び沿岸の土砂移動バランスの改善を主体とした対策を実施し、浜幅を維持。
- ・市町や県民との協働により生物の生息域や景観への配慮及び利用を促進。 【河川海岸整備課】
- ・景観配慮が求められる海岸では、周辺の景観との調和を図った津波対策施設の整備を推進。

【港湾整備課、漁港整備課】

カ 土砂災害防止施設の整備及び土砂災害警戒区域の指定・周知

- ・土砂災害から住民の安全・安心を確保するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域を周知し、市町が行う警戒避難体制の整備を支援。また、高精度な地図を活用して抽出した土砂災害のおそれのある区域を調査し、必要に応じて土砂災害警戒区域に指定。【砂防課】

キ 森の力再生事業の推進

- ・第1章第4節(1)オに掲載。

【森林計画課】

(3) 健康被害対策

《現状》

- ・地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響で県内の平均気温は長期的に上昇し、暑熱による超過死亡や熱中症搬送者数が増加傾向となっている。 【健康増進課】
- ・農作業は炎天下のハウス内や急斜面などの激しい労働環境下で行われる場合がある。 【農業戦略課】

《課題》

- ・熱中症の発生を防止するため、熱中症予防に関する情報を効果的に周知することが必要。【健康増進課】
- ・熱中症などによる健康被害を軽減するため農作業環境の改善が必要。 【農業戦略課】

《施策の展開》

ア 热中症に関する情報の周知

- ・ホームページ、各種イベント・講習会などによる啓発
静岡新聞「高齢者質問箱」の記事掲載、各種会議・研修会等で注意喚起を実施。
- ・ポスター、グッズによる啓発
啓発ポスター（約2,800枚）を県内全市町、保育所、学校等に配布し、ポスターによる注意喚起を実施。また、熱中症予防啓発グッズ（約2,100個）を健康サポート薬局等にて配布し、注意喚起を実施。
- ・包括連携協定企業と連携した啓発
県と包括連携協定を締結している企業と連携し、デジタルサイネージによる注意喚起を実施。
- ・熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの情報を市町における同報無線やSNS（X（旧ツイッター）、LINE）等を利用し広報。 【健康増進課】
- ・環境衛生科学研究所の調査として、静岡市街地における気温・湿度のデータを収集・解析し、温度分布の特徴を分析するとともに、暑さ指数と熱中症搬送者数との関係を評価。 【環境政策課】

イ スマート農業技術の開発と現場実装の促進

- ・遠隔からデータ収集制御が可能な施設栽培の高度環境制御装置、農薬や肥料散布の労力を軽減するドローン等、農作業の省力化や軽労力化を可能にするスマート農業技術について、現場実証や農業支援サービス事業の活用等を通じた現場実装、企業等と連携した技術開発を推進。 【農業戦略課】

(4) 適応の普及啓発

《現状》

- ・地球温暖化等による気候変動の影響は既に現れ始めており、今後、世界全体で厳しい温室効果ガスの削減が実施されたとしても一定程度の気温上昇は避けることはできない。気候変動は、農林水産業・

水環境・自然生態系・自然災害・健康・都市生活など、様々な分野で影響を及ぼす可能性が高い。

【環境政策課】

《課題》

- ・気候変動の影響に関する情報や適応に関する取組事例などの把握に努め、情報提供を行うことにより、県民・事業者の自主的かつ積極的な「適応」の取組を促進することが必要。 【環境政策課】

《施策の展開》

ア 気候変動に関する普及啓発

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、パネル・リーフレットによる普及啓発や、県気候変動適応センターによる調査・情報提供等を実施。また、県内のイベントで展示を実施。

【環境政策課】

第2章 循環型社会の構築

～資源循環と自然循環の促進～

第1節 3Rの推進

(1) 発生抑制・再使用の推進

《現状》

ア 一般廃棄物

(ア) ごみ

- 令和5年度の本県の一般廃棄物排出量は、約107万トン(令和4年度約112万トン)で、これは県民(外国人を含む)が1人1日当たり807グラムのごみを排出したことに相当し、前年度と比べて、総量で約4万9千トン、1人1日当たりで33グラム減少。(図II-1-(1)-1)

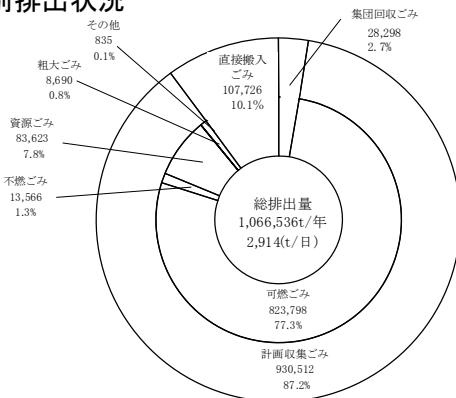
(イ) し尿

- 令和5年度の本県のし尿の推定排出量は、約277万k1(令和4年度約267万k1)で、前年度に比べて約10万k1増加。(図II-1-(1)-2)

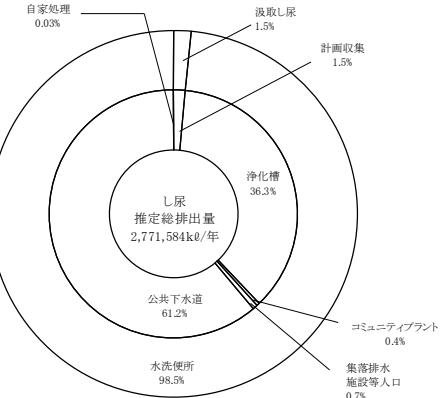
【廃棄物リサイクル課】

(図II-1-(1)-1) 令和5年度ごみ(一般廃棄物)

の種類別排出状況



(図II-1-(1)-2) 令和5年度し尿の排出状況

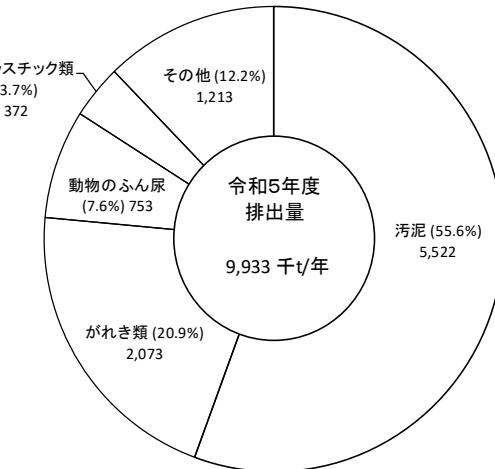
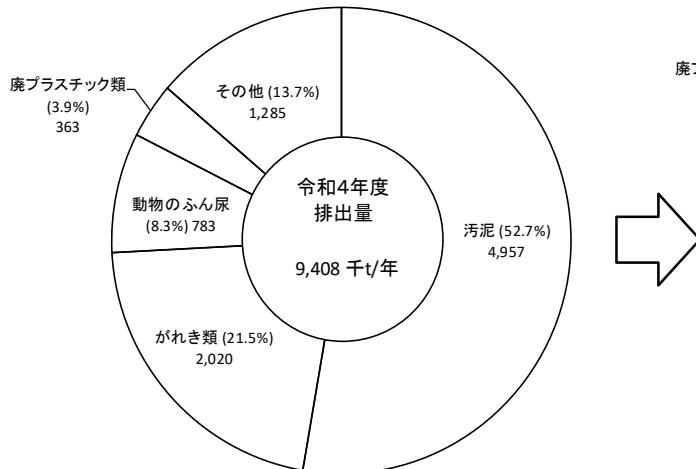


イ 産業廃棄物

- 令和5年度における産業廃棄物の排出量は993万トンで、前年度に比べて52万トン増加。(図II-1-(1)-3) ※数値は四捨五入しているため、割合が合計値が合わない場合があります。

【廃棄物リサイクル課】

(図II-1-(1)-3) 令和4年度・5年度産業廃棄物の種類別の排出量



ウ リサイクル

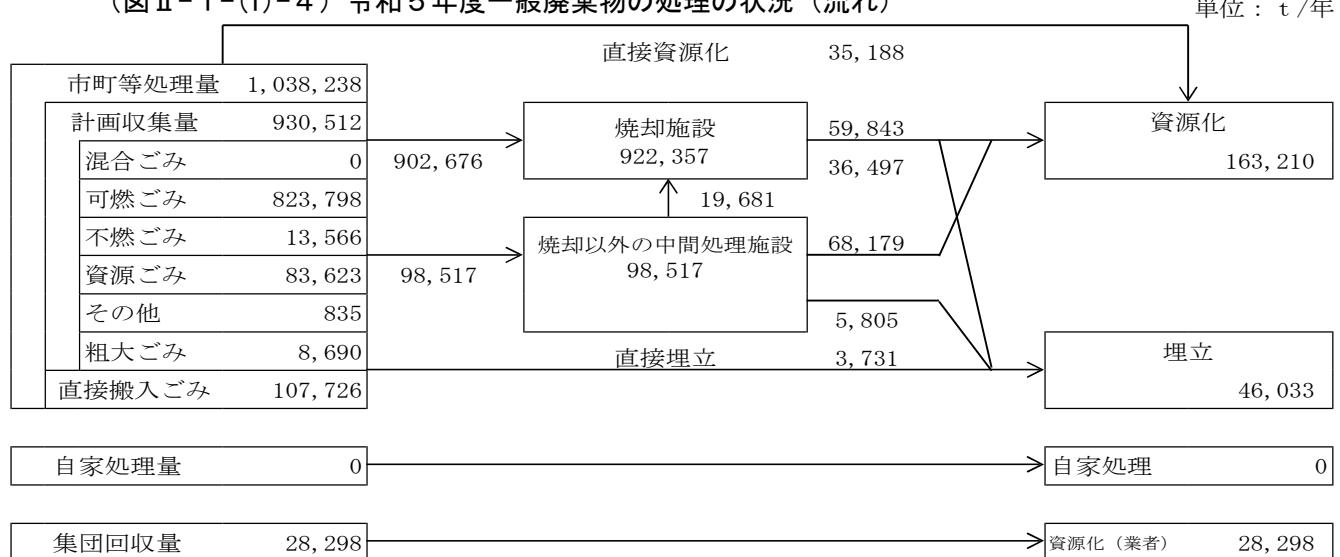
- ・リサイクルは資源確保の点で重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っている。（図II-1-(1)-4～8、表II-1-(1)-2）
- ・県内の令和5年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量993万トンのうち、421万トン(42%)が再生利用、549万トン(55%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、23万トン(2%)が埋立による最終処分。（図II-1-(1)-7）
- ・各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しており、再生利用率は横ばい。（表II-1-(1)-1）

【廃棄物リサイクル課】

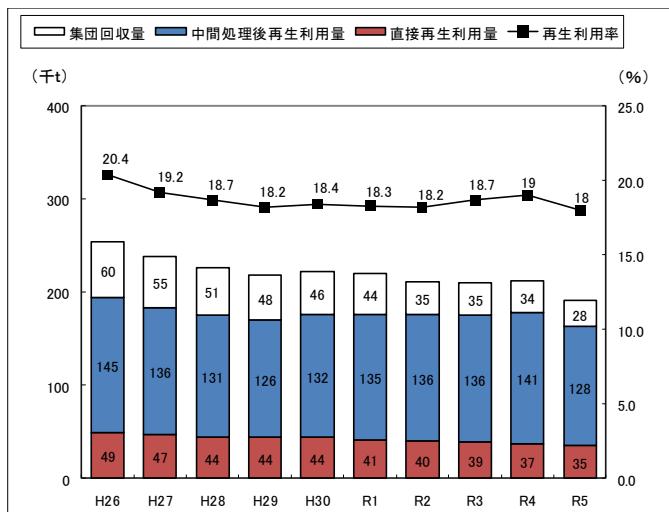
（表II-1-(1)-1）産業廃棄物の再生利用率

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
再生利用率 (%)	43.8	43.0	44.3	44.1	42.4

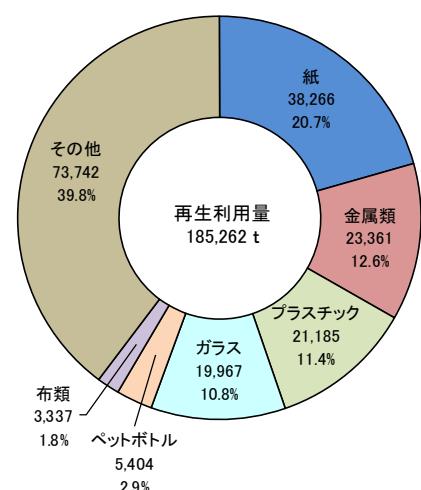
（図II-1-(1)-4）令和5年度一般廃棄物の処理の状況（流れ）



（図II-1-(1)-5）令和5年度一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移



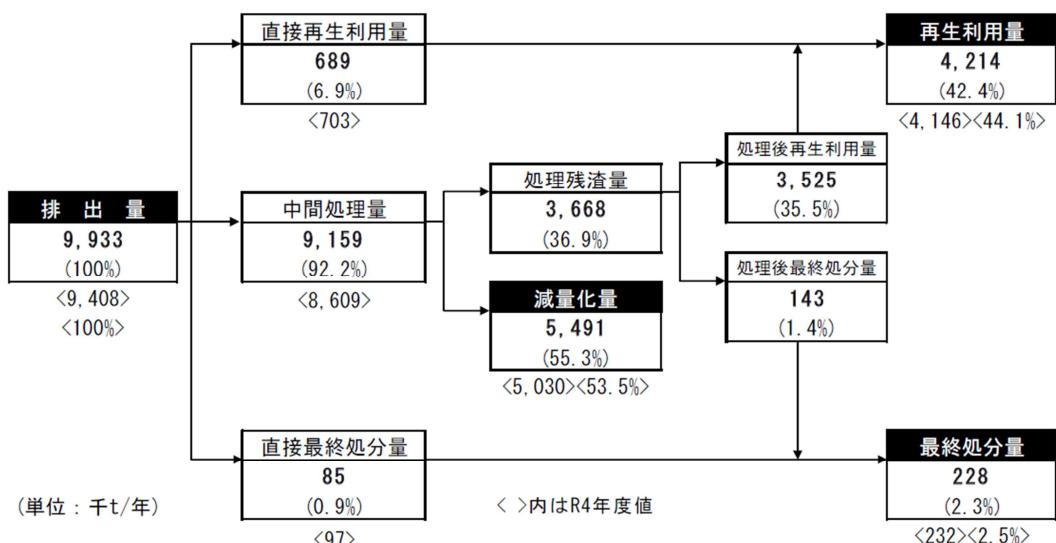
（図II-1-(1)-6）令和5年度一般廃棄物の再生利用の品目別割合



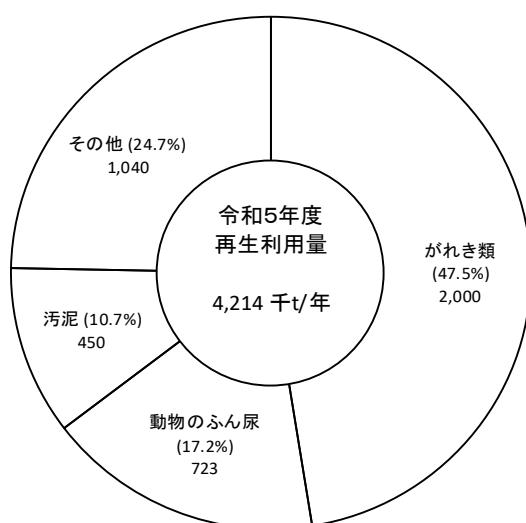
(表 II-1-(1)-2) 令和5年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況

	分別収集実施市町数	収集量(トン)	(参考) 令和4年度収集量(トン)
無色ガラス	35	8,500	8,661
茶色ガラス	35	5,042	5,236
その他ガラス	35	4,259	4,485
ペットボトル	35	5,492	5,551
紙製容器包装	4	383	425
プラスチック製容器包装 (白色トレイ)	28 (9)	19,561 (54)	20,147 (57)
スチール缶	33	3,197	3,484
アルミ缶	33	1,947	2,004
飲料用紙パック	20	119	119
段ボール	29	5,848	6,158

(図 II-1-(1)-7) 令和5年度産業廃棄物の排出・処理の概要



(図 II-1-(1)-8) 令和5年度産業廃棄物の再生利用量



«課題»

- 循環型社会の形成に向け、3Rのうち優先順位の高い2R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用）について、実際の行動に結び付ける具体的な取組を更に促すことが必要。
- 環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成のため、継続的な普及啓発が必要。
- リサイクル率は一般廃棄物、産業廃棄物ともに平成30年度以降横ばいであり、各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していくことが必要。
- 廃棄物を再資源化するため市町や企業と協働することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

«施策の展開»

ア 3Rの推進

- 第1次静岡県循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）では「“まずは1割”ごみ削減」運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成。第2次静岡県循環型社会形成計画（平成23年度～27年度）では、一歩進めて「“さらに1割”ごみ削減運動」を展開し、計画の目標の一般廃棄物排出量10%削減を達成。
- 第3次静岡県循環型社会形成計画（平成28年度～令和3年度）では、3Rについて、生活のステージである「衣・食・住」に着目してごみ削減を図り、更なる発生抑制、減量を推進。第4次静岡県循環型社会形成計画（令和4年度～令和8年度）は、新たに「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」を基本方針に加え、県民の意識改革や行動変容を促す取組を推進。
- 県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促すため、ウェブサイト「Rのある暮らし」により、家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信。
- 3Rや環境配慮につながる商品・サービスを提供する販売店等を登録し、ホームページで紹介することで環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの普及を図る「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年から実施。令和6年度末のエコショップ登録店舗数は691件。
- 県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関わる正しい情報を提供し、日常生活における3Rの取組を促進。小中学生を対象とした食品ロス削減出前講座や、大学等の新入生を対象とした「大学生に教えたい3R講座」を開催。（表II-1-(1)-3）

（表II-1-(1)-3）令和6年度大学生に教えたい3R講座の概要

開催日	実施状況		内容
令和6年4月	講座開催	2大学 1,400人	新入生を対象に、3Rの意味やその必要性、ごみの分別方法等を説明

- 循環型社会の形成に向け、3R推進月間である10月に、市町のほかごみ減量・リサイクル推進委員会と連携し県民のごみ削減に関する意識高揚及び実践活動の促進を図る3Rフォーラムを開催。
- 5月30日（ごみゼロの日）を中心に、市町や関係機関・団体に一斉清掃等の環境美化活動や3R推進の啓発活動を呼び掛け、ごみ削減推進キャンペーンを実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減の取組推進

（ア）食材や製品原材料の有効活用の取組の推進

- 県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物の削減を進めるため、平

成28年度から、飲食店における食品ロス削減の啓発として、民間の情報サイトやSNSを活用した「食べきりやったね！キャンペーン」を実施。また、食品ロス削減の啓発教材を作成し、家庭における食品ロス削減の実践を促すことにより、食品ロスを発生させないライフスタイルの定着を推進。（表II-1-(1)-4）

【廃棄物リサイクル課】

（表II-1-(1)-4）食品ロス削減の取組

ターゲット	外食店等を利用する県民	家庭
内 容	<p>【食べきりやったね！キャンペーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力店で食べきったら、専用アプリ「クルポ」でポイント獲得 ポイントをためて、景品が当たる抽選に参加 重点期間にポスターによる周知 (協力店舗数：450店舗) (ポイント付与回数：33,166回) <p>【フードバンクの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> フードポストに食品を寄贈すると ポイント獲得 (ポイント付与回数：14,387回) 	<p>【しづおか食品ロス削減キャンペーン】</p> <p>県内企業と連携し、食品ロス削減のポイントである「かしこく買う」「使いきる」「食べきる」と併せて、食品ロス削減につながる「ローリングストック」を啓発するキャンペーンを実施した。 (投稿数838件)</p> <p>【イベントによる啓発】</p> <p>食品ロス削減の取組を行う団体等と連携し、商業施設等で展示やワークショップ等を開催する県民向けの啓発イベントを開催。</p>

(イ) フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組の呼び掛け

- 賞味期限がまだ残っている食品を捨てずに有効活用するため、フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組を県民に呼び掛け。

【廃棄物リサイクル課】

(ウ) 消費者向け食品ロス削減啓発イベント等の開催

- 食品ロス削減に携わるサービスや取組を行う企業等と連携して、ブース出展やワークショップ等を開催する県民向けのイベントを10月及び11月に開催した。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進

(ア) 小型家電リサイクルの促進

- 小型家電リサイクル法の制度に多くの市町が参加するよう促し、使用済小型電子機器等に利用されているレアメタルを含む有用金属の再生利用を促進。

【廃棄物リサイクル課】

(イ) 食品リサイクルの推進

- 食品ロス(食品廃棄物)の削減を進めるため、市町等へ情報提供を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(ウ) 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援。

【廃棄物リサイクル課】

(エ) 家電リサイクルの推進

- 家電リサイクル法の対象となる4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について適正に回収及び再資源化するよう普及啓発。また、買替えではなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の維持を目指し、市町等を支援。

【廃棄物リサイクル課】

(オ) 再生事業者登録の活用

- ・廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、金属くず、古繊維等の適正な再生を促進。

【廃棄物リサイクル課】

エ 市町へのごみ処理有料化検討の働き掛け

- ・一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進する方策の一つとしてごみ処理の有料化の導入や改善について市町への働き掛けを実施。

【廃棄物リサイクル課】

オ 廃棄物から得られるエネルギーの有効活用の促進

- ・高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、焼却せざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進。

【廃棄物リサイクル課】

カ 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・リサイクル製品の安全・安心に関する基準を設定し、適正なリサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や産業支援機関との連携により幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼び掛け。
- ・こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極的利用を更に推進し、適正なリサイクルを推進。

【廃棄物リサイクル課】

(2) プラスチックごみ対策の推進

《現状》

- ・プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となっている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や回収などの意識啓発を図るなど、海洋流出を防止することが必要。また、弁当容器等に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進めることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア プラスチックごみのポイ捨て防止や回収への意識啓発

- ・生活様式の変化を踏まえ、プラスチック製品を使用する生活スタイルの見直しやプラスチック製品の賢い利用を促し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、プラスチックごみのポイ捨て防止やプラスチックごみ回収などへの意識啓発を促進。

【廃棄物リサイクル課】

イ 海洋プラスチックごみ防止 6 R 県民運動の展開

- ・プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が懸念される中、従来の3 R に「リフューズ、リタ

ーン、リカバー」の3つのRを加えて6Rとし、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を令和元年度から展開。令和6年度は、1月に県主催の清掃活動を富士市の海岸で開催。清掃活動の参加者数は延べ約52万人。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 事業者によるプラスチックごみの自主回収及び再資源化の推進

- ・国のプラスチック資源循環の推進方針に則り、事業者によるプラスチックごみの自主回収及び再資源化を推進。

【廃棄物リサイクル課】

第2節 廃棄物適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

《現状》

- ・産業廃棄物の処理業に係る許可件数は、7,915件（令和7年3月末）。（表II-2-(1)-1）
- ・産業廃棄物の処理施設に係る許可施設数は、503施設（令和7年3月末）。（表II-2-(1)-2）
- ・優良産廃処理業者認定取得業者数は、322事業者（令和7年3月末）。
- ・マニフェストの電子化率は、74.5%（令和6年3月末）。
- ・自動車リサイクル法に係る登録・許可業者数は1,013事業者（令和7年4月1日）。（表II-2-(1)-3）
- ・処分期間内に処分されなかった高濃度P C B廃棄物について、P C B特措法による代執行を実施。

【廃棄物リサイクル課】

（表II-2-(1)-1）産業廃棄物処理業の許可状況
(県知事許可、令和7年3月末現在)

区分		許可数
産業廃棄物処理業	収集運搬業	6,924
	処分業	391
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬業	587
	処分業	13
計		7,915

（表II-2-(1)-2）産業廃棄物処理施設の許可状況
(県知事許可、令和7年3月末現在)

区分	許可施設数
中間処理施設	459
最終処分場	44
計	503

（表II-2-(1)-3）自動車リサイクル法に係る登録・許可業者数（令和7年4月1日現在）

区分		事業者数
登録	引取業者	656
	フロン類回収業者	240
許可	解体業者	90
	破碎業者	27
計		1,013

《課題》

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、産業廃棄物処理業や設置許可に係る法令に基づく厳格審査や指導が必要。
- ・適正な処理体制の推進を図るため、優良産廃処理業者認定取得業者や電子マニフェストの普及促進を図ることが必要。
- ・自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づく関連事業者による不適正な処理を防止するための監視・指導が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 排出事業者及び処理施設・処理業者に対する指導

- ・産業廃棄物処理業者や施設設置者に対する立入検査を実施し、違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。
- ・3 Rの推進及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や廃棄物の適正な処理方法等について、市町職員、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象とした研修会を開催。

- ・県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 優良産廃処理業者認定取得業者

- ・産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産廃処理業者認定の取得及び優良業者の利用に関する説明会等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 電子マニフェストの普及促進

- ・廃棄物の不適正処理を抑止するとともに廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者への研修会の開催により、電子マニフェストの普及をより一層促進。

【廃棄物リサイクル課】

エ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施

- ・自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破碎業者等関連事業者への監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

オ 建設工事におけるパトロール監視・指導の実施

- ・建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

カ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物処理業者及び排出事業者から提出される産業廃棄物の排出・処理状況に関する報告書を基に、排出・処理の状況を解析し、産業廃棄物の実態を推定。
- ・前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導。

【廃棄物リサイクル課】

キ P C B 廃棄物の適正処理の推進

- ・令和9年3月までに低濃度P C B廃棄物が処理されるよう、P C B保管事業者及び使用事業者に対する周知、指導を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 不法投棄対策の推進

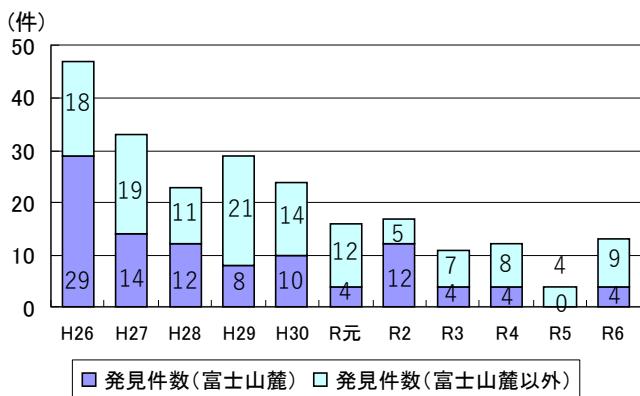
《現状》

- ・令和6年度における産業廃棄物の不法投棄の発見件数及び発見量（静岡・浜松両政令市を除く。）は、13件、31トン（図II-2-(2)-1）

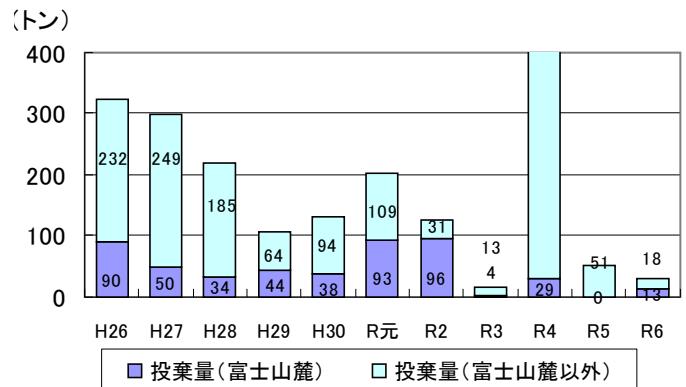
【廃棄物リサイクル課】

(図 II-2-(2)-1) 産業廃棄物の不法投棄の状況

(発見件数)



(投棄量)



※富士山麓：富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市（狩野川以南を除く。）

《課題》

- 原因者の特定、関係する者への指導を徹底して不法投棄や不適正処理の拡大（未然）防止が必要。
- 違法行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生じる事態を招くことがないよう巡回・監視の実施が必要。
- 悪質業者の淘汰と優良業者の育成を図り、法令に基づく産業廃棄物の適正処理を促進することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア パトロールや立入検査の重点化及び効率的かつ効果的な監視体制の強化

- 県内の関係機関と協力して環境月間（6月）と不法投棄撲滅月間（12月）にあわせて年2回、県内一斉「不法投棄防止統一パトロール」を実施。
- 不法投棄の未然防止、早期発見を図るため県内全域で活動している団体・企業と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、官民の連携による「監視力」を強化。
- 賀茂・東部地域において、衛星データとAI技術を活用し約270の不法投棄懸念箇所を抽出するとともに、過去の不法投棄事案や道路・地形などの地理的情報を組み合わせ、「不法投棄懸念エリアマップ」を作成。

【廃棄物リサイクル課】

イ 不適正処理事案への迅速な調査及び指導の実施

- 静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（県、政令市、県警察本部生活安全部、同刑事部組織犯罪対策局、第三管区海上保安本部警備救難部、（公社）県産業廃棄物協会）において、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と、各種事案の対応について協議を実施。
- 広域化、悪質・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理事犯等に対応するため、関東甲信越・福島・静岡地区の自治体で組織する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会「産廃スクラム」を発足（H12）。地区で年1回、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査など相互に連携。
- 山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議に参画し、三県合同による不法投棄防止一斉パトロールを実施。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 不法投棄撲滅の呼び掛けの実施

- ・街頭キャンペーン等を通じ、不法投棄110番「さんぱいゼロ」を啓発し、有効な通報者を報奨。
- ・国・県の機関に加え、富士山周辺の市町や民間団体が参画する「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」において、富士山麓の不法投棄撲滅に向けた相互の情報交換や、ネットワークを活用した団体活動の活発化による相乗効果を実現。
- ・県内の市町、警察機関、海上保安庁と連携した不法投棄統一パトロールのほか、「産廃スクラム」による産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 災害廃棄物の適正処理

《現状》

- ・想定される大地震により発生する膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平成27年3月に静岡県災害廃棄物処理計画を策定。また、県計画を踏まえ、処理の主体となる市町計画の策定を支援し、平成31年3月までに、県内全市町で計画の策定が完了。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・災害時の廃棄物処理は、平常時から事前の対策を講じておくことが必要。このため、県及び市町計画の実効性の向上、市町担当職員のスキルアップ、市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた取組を引き続き実施していくことが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 県及び市町の災害廃棄物処理計画の見直し及び人材育成

- ・市町職員向けの研修を実施し、各自治体における災害初動期の対応能力向上を図るとともに、情報伝達訓練等の実施により県及び市町計画の実効性の検証及び見直しを継続的に実施。
- ・有識者や被災地の職員等を招いたセミナーを開催し、処理主体である市町担当職員のスキルアップを支援。

【廃棄物リサイクル課】

イ 広域的な相互支援体制の構築

- ・市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた検討会を開催するとともに、災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、広域処理のためのルールづくりや関係団体との連携を促進。

【廃棄物リサイクル課】

(4) 適正処理体制の充実

《現状》

- ・人口減少に伴い、各市町単独での焼却施設の整備、維持管理が困難になる頃が予想されるため、焼却施設の整備について、広域的・中長期的な視点での検討が必要となっている。
- ・平成30年4月から有害使用済機器の保管や処分を行う事業者が廃棄物処理法上の届出制となっている。
- ・本県は豊かな自然や景観に恵まれ多くの観光スポットを有するが、海岸には流木やごみ等が漂着し、

海岸環境の悪化が懸念されている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- 将来のごみ排出量の減少を見込み、処理施設の新設や更新に当たり、近隣市町との共同処理のメリットの検討や、広域処理を支援していくことが必要。
- 一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には一般廃棄物収集・運搬業の許可等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っている者があると考えられるため、対策強化が必要。
- 美しい海岸等は次世代に継承すべき財産でもあることから、各関係者と連携し環境保全に努めていくことが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 市町のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進

- 人口減少に伴う一般廃棄物排出量の減少、処理施設（能力）の余剰の増加、非効率的な施設運営等の課題に対応するため、市町のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進。

【廃棄物リサイクル課】

イ 監視体制及び指導の強化

- 違法な不用品回収業者や不用品回収拠点（ヤード）への対策を講じるため、事業者への制度周知を図るとともに、平成30年7月に市町等と設置した静岡県不用品回収拠点対策協議会と連携し、パトロールや立入検査を実施し、適正な保管や処理を推進。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 海岸漂着物処理市町への支援及び関係者の相互協力の促進

- 海岸の良好な景観及び環境の保全を図るために、平成27年7月に静岡県海岸漂着物対策地域計画を策定し、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対する助成を実施。
- 海に流れ込むごみの量を減らすため、清掃活動を実施する団体に対し、森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金を交付し、地域活動の取組を支援。
- 県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- 「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- 中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。
- 海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、令和6年度は海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う15市町に対して助成。

【河川砂防管理課、廃棄物リサイクル課】

第3節 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

《現状》

- ・プラスチックの資源循環は海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等を契機に重要性が高まり、国はプラスチック資源循環戦略を策定し、その具体的な措置を定めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を令和4年4月に施行。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・国の動向を踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図り、プラスチックの循環利用を目指すことが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 県民意識の変容を促す呼び掛けの実施

- ・プラスチック資源の活用に関する県民意識の変容を促すため、使い捨てプラスチックを使用しないことや製品購入時の適切な選択、プラスチックごみのリサイクルの徹底を呼び掛け。

【廃棄物リサイクル課】

イ 事業者に対する製品設計配慮や自主回収、再資源化の取組の促進

- ・プラスチック資源の有効活用を図るため、事業者に対し、使用後に単にごみにならないような製品設計の配慮や再資源化の取組を促進。

【廃棄物リサイクル課】

ウ プラスチックごみ分別収集のための市町の取組促進

- ・市町がプラスチックごみの分別収集及び再商品化を実施するために必要な情報提供により市町の取組を促進。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 食品ロス対策の推進

《現状》

- ・食品ロスの量は、国内で年間約464万トン（令和5年度）と推計されており、国や地方自治体が食品ロス削減に向けた取組を推進している。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・農林水産省の推計によると、我が国における令和5年度の食品ロスは、事業系が約231万トン、家庭系が約233万トンで、更なる削減が求められている。今後も事業者や県民に対する継続的な啓発が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 食材や製品原材料の有効活用の取組の推進

- ・第2章第1節(1)イ(ア)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

イ フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組の呼び掛け

- ・第2章第1節(1)イ(イ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 食品ロス削減の普及啓発、消費者教育の実施

- ・第2章第1節(1)イ(ウ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 循環産業の振興支援

《現状》

- ・世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図ることが必要となっている。

【廃棄物リサイクル課】

- ・脱炭素等への環境対応や新エネルギー分野への展開を成長の機会と捉え、産業競争力の強化や新産業への転換を推進している。

【商工金融課】

《課題》

- ・リサイクル認定製品の普及促進や廃棄物の再資源化を図ることが必要。 【廃棄物リサイクル課】
- ・脱炭素等への環境対応に向けた、企業の研究開発を促進するため、投融資の促進が必要。【商工金融課】

《施策の展開》

ア 廃棄物の再資源化に取り組む市町の支援

- ・企業と連携し使用済紙おむつの再資源化の実証事業を行った市町の支援を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ バイオマスのエネルギー利用に向けた取組の促進

- ・第1章第3節(1)イに掲載。

【エネルギー政策課】

ウ C N F の産業分野での用途開発の促進

- ・高いリサイクル性を有し、循環経済やカーボンニュートラルを実現する素材として注目されるC N F（セルロースナノファイバー）について、自動車部材等を含む幅広い産業への応用を目指した产学研官連携のフォーラムを中心とした支援を実施。

【新産業集積課】

エ 環境ビジネス新規参入業者への支援

- ・環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開拓等の一貫した支援を実施。 【新産業集積課】

- ・新製品開発や新分野進出の取組を支援するとともに、課題解決を支援するため専門家派遣を実施。 【経営支援課】

- ・環境技術関連を含む9の成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援資金（成長産業分野）」を実施。

- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10 億円	10 年以内	金融機関所定金利のうち 1/2 を県利子 補給（ただし利子補給上限 0.67%）	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付（年 0.3%～1.3%）

- ・令和 6 年度の実績：6 億 8,000 万円（5 件）。

- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施（7 月）。

【商工金融課】

オ 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・第 2 章第 1 節(1)カに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

《現状》

- ・循環型社会の形成に向け、県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、企業等に対して廃棄物・リサイクルに関する情報を提供し、日常生活における 3R の取組を呼び掛けている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成に向け、廃棄物・リサイクルに関する高い意識を持ち主体的に行動できる人材を育成するため、幅広い活動主体との連携やデジタルツールを活用した情報発信が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア デジタルツールを活用した啓発講座や研修会等の実施

- ・サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童生徒をはじめとする若い世代や消費者等を対象とする、デジタルツールを活用した啓発講座や研修会等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減の普及啓発、消費者教育の実施

- ・第 2 章第 1 節(1)イ(ウ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 循環型社会形成に向けた情報交換、生活環境の確保に向けた対策の実施

- ・第 2 章第 1 節(1)アに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

第4節 自然資源の循環

(1) 森林資源の循環利用の促進

第1章第4節(2)に掲載。

【森林計画課、林業振興課、森林整備課】

(2) 健全な水循環の保全

《現状》

- ・地球温暖化に伴う気候変動や自然の持つ水源涵養機能の低下などにより、水循環に変化が生じ、渇水や水害の発生が増加しており、生活や産業活動の基盤となる河川の表流水や地下水など水資源の持続的な利用に対する危機感が増している。

【水資源課】

《課題》

- ・各水系の上下流域を包括的かつ一体的に捉え、地下水も含めた限りある水資源を総合的に管理していく取組が必要。
- ・健全な水循環の保全のため、水の重要性に対する県民意識の醸成が必要。
- ・地下水の持続的な利用と保全を図るため、継続的な観測体制の維持による地下水障害の発生の早期把握が必要。

【水資源課】

《施策の展開》

ア 健全な水循環の保全に関する施策の推進

- ・静岡県水循環保全条例を制定し、生活や産業活動の基盤となる水資源を守り、将来にわたり持続的に利用できるよう、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進。
- ・水源保全地域内において土地取引や開発行為に係る届出制度を運用し、開発行為につながる土地取引や、他法令で規制されない開発行為を把握し、水源地域で行われる開発を注視。
- ・流域における健全な水循環保全施策を効果的に推進するため、静岡県水循環保全条例に基づく流域水循環計画の策定に着手。令和7年3月に「浜名湖圏域流域水循環計画」を策定、公表。【水資源課】

イ 広報啓発活動の実施

- ・県内の小学校を対象とした「水の出前講座」及び県内の小・中学生を対象とした「水の週間記念作文コンクール」を実施するとともに、「静岡県の湧き水」を県ホームページから発信。【水資源課】

ウ 利水関係者との適時適切な調整

- ・天竜川水系では、令和6年12月以降、少雨が続き流況が悪化したことから、利水者間の合意調整を行い、令和7年1月から4月にかけて71日間の取水制限を実施。(表II-4-(1)-1) 【水資源課】
(表II-4-(1)-1) 取水制限実施日数

年度 水系	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6~7年度
天竜川	116 (97)	16 (16)	0 (0)	21 (57)	72 (25)	50 (0)	71 (47)
大井川	95 (0)	52 (0)	67 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) ()内は、第2段階の取水制限以上の日数

エ 適切な地下水管理の推進

- ・地下水の現状を把握し、地下水障害の発生を防止するため、地下水位観測を 146 か所、塩水化調査を 286 か所、一級水準測量による地盤沈下調査を西遠地域で実施。 【水資源課】

オ 揚水量遵守の指導及び観測体制の強化による地下水障害の防止

- ・「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取量等を規制し、アセットマネジメントによる地下水位計の計画的な更新を実施。 【水資源課】

カ 多目的ダムと生活貯水池の適切な管理の推進

- ・各ダムにおいて、操作規則等に基づく点検や、計画的な各設備の整備・更新を行い、適切にダムを運用することにより、本来河川が持っている機能（動植物の保護、景観など）を維持するために、ダムから下流河川に安定した水を補給。 【河川企画課】

(3) 森・里・川・海の保全

《現状》

- ・「森は海の恋人」水の循環研究会（R 1～R 3）では、陸（森、里、川）から海に流出する栄養物質等が、海の生態系の基礎を成す植物プランクトンの生産に寄与していることが明らかになった。このことから、本県の海の生態系がもたらす恵みを後世に継承していくためには、森・里・川・海の環境保全が重要である。 【環境政策課、水産資源課】

《課題》

- ・陸域からの栄養物質等と海域の高次生態系との関係は、未解明な部分が多く、美しく豊かな自然環境や生物多様性の保全には、科学的知見の充実を図る必要がある。
- ・森・里・川・海の果たす役割やつながりの重要性について、県民に広く周知を図り、保全活動を実践していく必要がある。 【環境政策課、水産資源課】

《施策の展開》

ア シミュレーションモデル（スルガベイ・シミュレータ）の活用促進

- ・森・里・川・海の関係を踏まえた生態系の保全等に関する研究を推進するため、研究会で構築したモデルを活用した研究を募集し、モデルの貸与や技術的な相談等により支援。 【環境政策課、水産資源課】

イ 森・里・川・海のつながりとその保全の重要性に関する県民理解の促進

- ・森・里・川・海のつながりとその保全の重要性を考える契機となる学習会を実施。 【環境政策課、水産資源課】

ウ 森づくり団体活性化支援

- ・森づくり活動の充実のため、活動団体の安全技術の向上や、企業等との連携強化などを支援。 【環境ふれあい課】

エ 森づくり県民大作戦の実施

- ・県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施。

【環境ふれあい課】

オ 荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理

- ・土砂災害の防止や水源涵養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。平成 28 年度から 10 年間で 11,200ha の荒廃森林の整備を計画、令和 6 年度は 1,333ha を整備（累計 9,669ha）。
- ・水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等の適切な森林整備を促進。
- ・森林クラウドを活用した無断転用等の解消や保安林パトロールなどにより保安林の確実な管理を図るとともに、地域森林計画に基づく保安林の指定などの取組を実施。
- ・治山事業や他の補助事業を活用した保安林の間伐等の実施により、保安林機能を維持・確保。

【森林計画課、森林整備課、森林保全課】

カ 湖沼、湿地、干潟、砂浜等での自然環境の保全・再生の促進

- ・県民との協働により、佐鳴湖などの湖沼、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地、干潟や浜松篠原海岸などの砂浜で、多様な自然環境の保全及び再生を促進。

【河川海岸整備課】

- ・流木の堆積等により荒廃した海洋環境の保全及び再生を促進。

【水産振興課】

キ 農業・農村の多面的機能と持続性確保のための活動支援

- ・地域資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」をはじめ、農地・農業用施設の維持管理や景観保全等を行う「多面的機能支払制度（ふじのくに美農里プロジェクト）」の活動を多様な参画者との協働により推進。
- ・参画者数は、「ふじのくに美しく品格のある邑」の活動数の増加や、ふじのくに美農里プロジェクトの活動の拡大により、前年度の 81,454 人から 85,767 人に増加。

【農地保全課】

ク 水と緑のネットワークの形成推進

- ・自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推進。

【農地計画課】

ケ 持続可能な農業の実践の推進及び水産資源の適正管理、維持、増大

- ・持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し助成。
- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づき特定水産資源の漁獲量を適正に管理すると共に、漁期の制限や小型魚の再放流など漁業者自らが策定した資源管理協定に基づく、自主的な資源管理を実施。
- ・水産動物の種苗を人為的に生産、放流し、これを育成管理する栽培漁業については、令和 4 年度に策定した「第 8 次静岡県栽培漁業基本計画」に基づき、マダイ、ヒラメ等水産資源の維持・増大を

促進。

- ・養殖業においては、残餌や糞による環境汚染軽減のため、飼育密度や適正給餌等について指導。

【水産資源課】

コ 農薬の適正使用や低リスク農業への転換、生態系の相互作用を活用する技術の導入推進

- ・化学農薬だけに頼らない防除（IPM）の普及のため、モデル地区の設定や指導者育成研修を開催。
- ・化学農薬、化学肥料の慣行使用量の2～3割減等に取り組むみどり認定制度の推進。

【食と農の振興課】

サ 肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源活用の推進

- ・食品工業等において副産されたものや家畜排泄物などを原料とした肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料の品質の確保等に関する法律」（昭和25年法律第127号）に基づき肥料登録、届出を受理。

【食と農の振興課】

- ・県内の耕種農家と畜産農家のマッチングを促す仕組みの構築や、畜産堆肥のPR名簿作成、地域堆肥共励会を通じて、畜産堆肥の有効活用を促進。

【畜産振興課】

シ 漁獲情報の集約等の新たな体制、制度の構築、改善

- ・キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主的管理の促進のため、ICTやビッグデータ、AI等を利活用した魚群形成や資源量の変動に関する研究を実施。
- ・漁獲情報の集約システムを稼働。

【水産振興課、水産・海洋技術研究所、水産資源課】

第3章 良好的な生活環境の確保

～安全・安心な暮らしを守る～

第1節 「命の水」と健全な水循環の確保

(1) 水資源の適正な管理と有効利用の促進

《現状》

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

《課題》

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

《施策の展開》

ア 健全な水循環の保全に関する施策の推進

- ・第2章第4節(2)アに掲載。

【水資源課】

イ 広報啓発活動の実施

- ・第2章第4節(2)イに掲載。

【水資源課】

ウ 利水関係者との適時適切な調整

- ・第2章第4節(2)ウに掲載。

【水資源課】

エ 適切な地下水管理の推進

- ・第2章第4節(2)エに掲載。

【水資源課】

オ 揚水量遵守の指導及び観測体制の強化による地下水障害の防止

- ・第2章第4節(2)オに掲載。

【水資源課】

カ 基幹農業水利施設の効率的な更新整備の推進

- ・農業用水の安定的な供給のため、老朽化した基幹農業水利施設について、機能診断調査結果等を踏まえ、効率的な更新整備を推進。

【農地整備課】

キ 多目的ダムと生活貯水池の適切な管理の推進

- ・第2章第4節(2)カに掲載。

【河川企画課】

ク 大井川の水資源の確保

- ・リニア中央新幹線の整備に伴う大井川水系の水資源や自然環境に及ぼす影響とその保全措置について、県中央新幹線環境保全連絡会議専門部会で検討。

【水資源課】

(2) 水道水等の安定供給の確保

≪現状≫

- ・人口減少等による水道料金の収入減や人材不足が発生している。
- ・水質検査の結果、水道法水質基準の不適検体が発生した施設が存在する。
- ・高度成長期に整備された水道施設の老朽化が進んでいる。 【水資源課】
- ・浄水場施設等の一部は、耐震対策が未完了となっている。 【水道企画課】

≪課題≫

- ・安全な水の安定供給のための水道の基盤強化を目的とし、水道事業者間の広域連携を推進するため、令和5年3月に策定した「水道広域化推進プラン」に基づく連携方策の検討が必要。
- ・国の補助制度の活用等について、水道事業者を支援し、水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進が必要。 【水資源課】
- ・市町への水道用水供給において、IoTやAIなどの先端技術導入による水質管理業務の効率化が必要。
- ・静岡県第4次被害想定を踏まえた浄水場施設等の耐震化を推進することが必要。 【水道企画課】

≪施策の展開≫

ア 水道広域化推進プランの策定及び広域連携の推進

- ・広域連携を推進することにより県内水道事業者等の基盤強化を図るため、水道事業の広域化の推進方針を定めた「静岡県水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定。
- ・当該推進方針に従い、実現可能性のある連携方策を中心に県内水道事業体と検討。 【水資源課】

イ 浄水施設の水質管理のシステム化

- ・市町に対して安全で安心な水道水を供給するため、AIの導入により水質管理業務のシステム化を推進。
 - ・令和3年度より、水質管理薬剤である次亜塩素酸ナトリウムの適正注入率を算出するシステム構築に着手しており、令和4年度から令和6年度はデータ収集、システム改良及び実証実験を実施。
- 【水道企画課】

ウ 水道事業者への水質管理、施設の適切な維持管理の指導

- ・県民に安全で低廉豊富な飲料水の供給を図るため、水道事業者等に対し、水質検査、施設管理等の維持管理指導を実施。 【水資源課】

エ 水道施設の計画的な更新、耐震化の促進

- ・令和6年度は、国庫補助金等を活用し水道施設の耐震化等を行う7市2町1団体(13事業)に対し、指導監督を実施。 【水資源課】
- ・地震等の災害時においても安定的に水道水を市町へ供給するため、寺谷浄水場などの施設の耐震化を推進。
- ・令和6年度は、「第4期耐震計画」に基づき、水管橋などの耐震対策を実施。 【水道企画課】

第2節 水質・大気等の環境保全

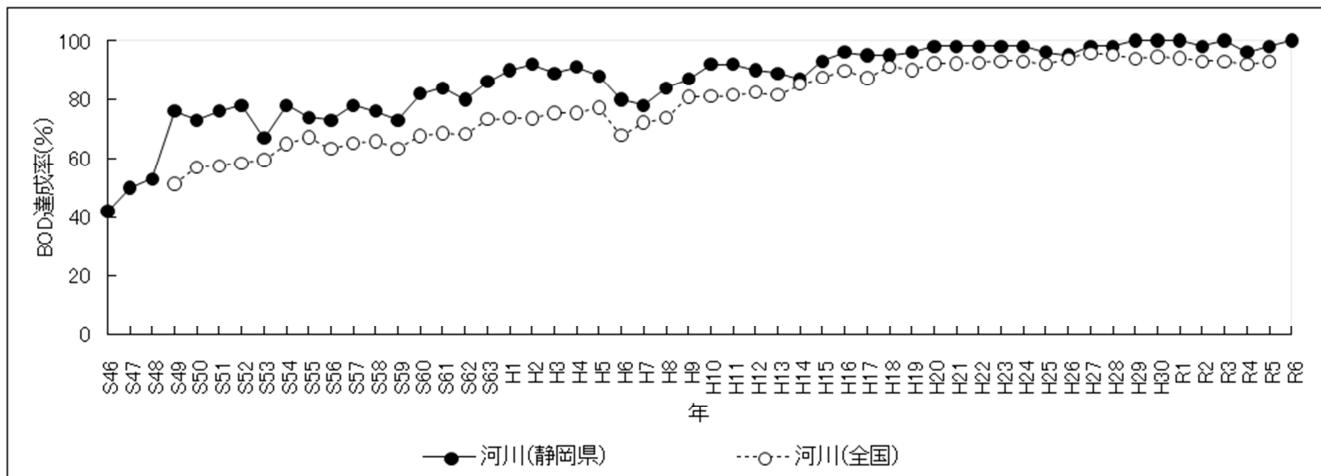
(1) 河川等の水質の保全

『現状』

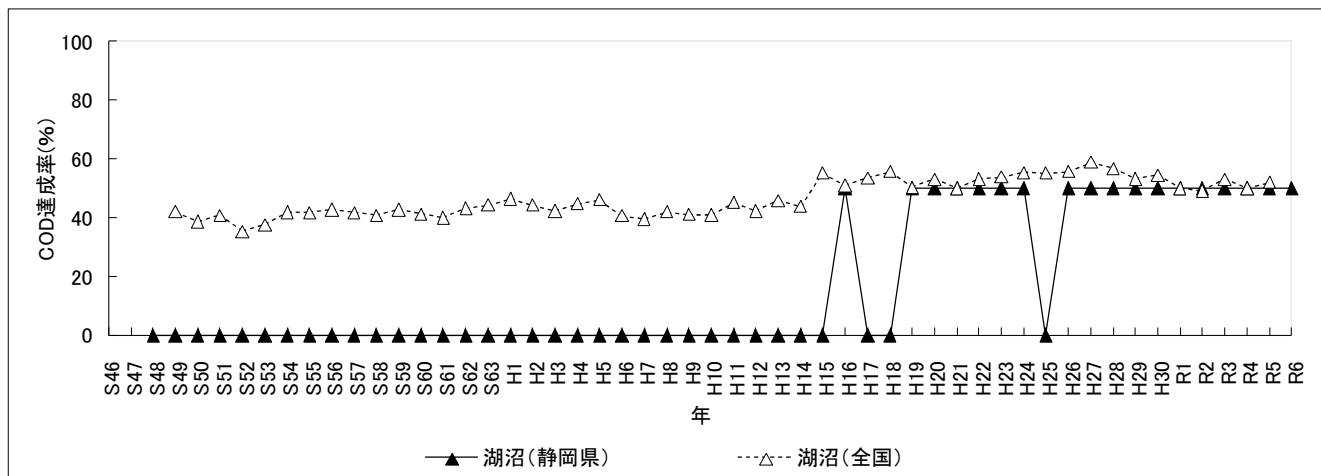
- ・公共用水域及び地下水の水質の状況について常時監視を実施。公共用水域については、健康項目（人の健康の保護に関する項目：カドミウム等27項目）について令和6年度136地点で測定した結果、全測定地点、全項目で環境基準を達成。生活環境項目（生活環境の保全に関する項目：生物化学的酸素要求量（BOD）等13項目）について令和6年度120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）〈河川の指標〉又は化学的酸素要求量（COD）〈湖沼、海域の指標〉は、河川100%、湖沼50%、海域85%で環境基準を達成。
- ・地下水については、令和6年度の環境モニタリングでは、調査した41地点のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準に不適合。汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングでは、38地区（130地点）のうち、27地区（35地点）で環境基準に不適合。

【生活環境課】

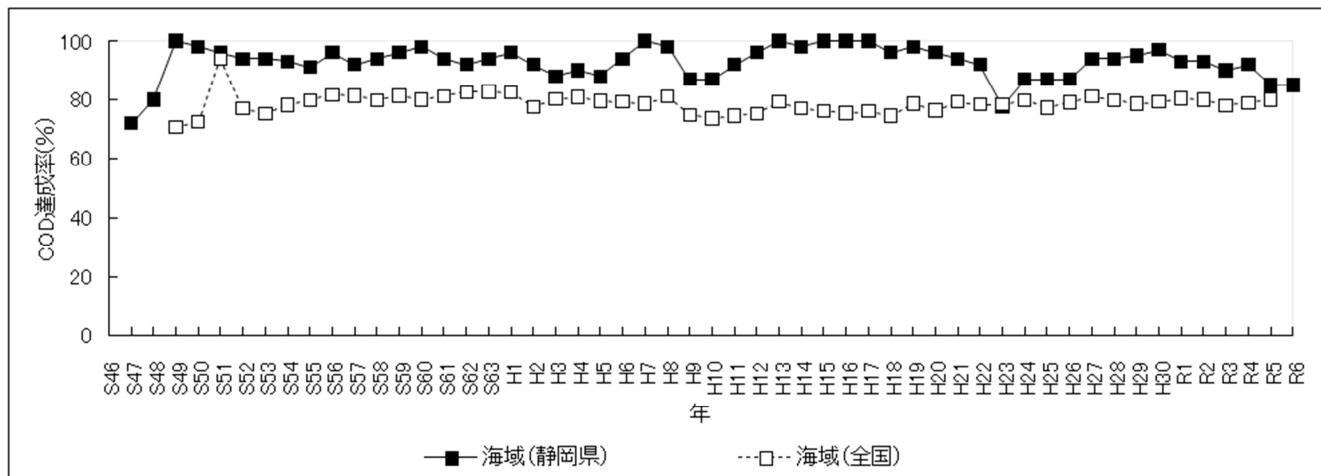
（図III-2-(1)-1）県内河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率の推移



（図III-2-(1)-2）県内湖沼の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率の推移



(図III-2-(1)-3) 県内海域の化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成率の推移



《課題》

- ・公共用水域の環境基準は概ね達成されているが、一部達成されていない地点もあることから継続的に監視を実施し、環境基準への適合状況を確認していくことが重要。
 - ・汚染物質の主要な排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要。
 - ・人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、県内でも検出されている未規制化学物質（有機フッ素化合物（P F A S））の存在状況を確認し、科学的に評価することが必要。
 - ・土壤環境については、有害物質による人への健康に被害が生じないように、事業者などの指導が必要。【生活環境課】

(表III-2-(1)-1) 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況(令和6年度)

定点 27 地区 (35 地点) の内訳	
項目	地点数
六価クロム	1
砒素	9
クロロエチレン*	3
1, 2-ジクロロエチレン*	2
トリクロロエチレン*	6
テトラクロロエチレン*	6
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素*	10
ふつ素	1
計*	38

*複数項目において環境基準を超過した地点が存在する。

《施策の展開》

ア 水質の状況の監視

(公共用水域)

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「公共用水域の水質測定計画」を策定し、県内の公共用水域の水質の状況を監視。

(地下水)

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）では、「地下水の水質測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリングを実施。
 - ・環境モニタリングや事業場による自主調査により地下水汚染が判明した場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壤や地下水の汚染浄化措置の指導を実施。
 - ・硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への施肥が原因となることもあるため、食と農の振興課と協力して施肥削減対策を推進。 【生活環境課】

【生活環境課】

イ 工場、事業場等への立入検査の実施

- ・県では、水質汚濁防止法に基づき、一律の排水基準では環境基準の達成を維持することが困難な水域において、より厳しい上乗せ排水基準を設定。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例では、水質汚濁防止法では規定されていないニッケルメッキの用に供する電気めつき施設等を特定施設に規定するとともに、ニッケル含有濃度については県独自の排水基準を設定。
- ・県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、同法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による特定事業場への立入検査を実施し、法・条例への違反等が判明した場合には、助言・指導又は命令等の処分を実施。

【生活環境課】

ウ 化学物質の残留状況調査

- ・有機フッ素化合物（P F A S）の県全体の安全性を確認するため、河川等水環境での調査を継続して実施。
- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の残留状況を調査。

【生活環境課】

エ 事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進

- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーを開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発し、事業者による自主的な化学物質の削減を推進。
- ・化学物質の大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、排出量の多い物質及び業種毎に県ホームページ等で周知。

【生活環境課】

オ 土壤汚染拡大防止対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等について指導を実施。
- ・土壤汚染対策法の施行（平成 15 年）から令和 6 年度までの、県内における法に基づく指定区域（土壤が指定基準を超過して汚染があった土地）の指定は 191 件（そのうち汚染の除去等により指定を解除したものは 120 件）。

【生活環境課】

（表Ⅲ-2-(1)-2） 「土壤汚染対策法」に基づく指定区域（令和 7 年 3 月末時点）

	県内					<参考>全国 (R 5 年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	
指定した区域	81	35	45	22	8	191
うち全部解除した区域	59	9	28	18	6	120
						3,089

（2） 大気環境の保全

《現状》

- ・令和 6 年度は、大気中の二酸化硫黄（SO₂）や二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5）は全ての有効測定局で環境基準を達成。一方、光化学オキシダント（O_x）については、全ての測定局で環境基準を非達成。

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、水質、土壤等について、ダイオキシン類の環境モニタリング調査を実施。調査の結果、令和6年度は全地点において環境基準を達成。

(表III-2-(2)-1) 大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	有効測定局数	27	23	1	1
	達成局数	27	23	1	1
	達成率 (%)	100	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定局数	45	43	10	10
	達成局数	45	43	10	10
	達成率 (%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	3	3	9	9
	達成局数	3	3	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	42	42	10	10
	達成局数	42	42	10	10
	達成率 (%)	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	有効測定局数	31	32	7	7
	達成局数	31	32	7	7
	達成率 (%)	100	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	測定局数	43	43		
	達成局数	0	0		
	達成率 (%)	0	0		

(表III-2-(2)-2) ダイオキシン類環境モニタリング調査結果

媒体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	適合数／測定地点数	適合数／測定地点数	適合数／測定地点数	適合数／測定地点数	適合数／測定地点数
大気	20／20	19／19	24／24	24／24	24／24

【生活環境課】

- ・富士山静岡空港における航空機騒音及びアクセス道路の騒音・振動は、全ての測定地点において環境基準を達成。

【空港管理課】

《課題》

- ・大気環境については、光化学オキシダントが環境基準を非達成。
- ・良好な大気環境の保全のためには監視精度の向上と継続的に監視していくことが重要であり、測定機器のメンテナンスや更新を適正な時期に行うことが必要。
- ・排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに排出基準の遵守状況の確認、指導が必要。

【生活環境課】

- ・富士山静岡空港の運用が周辺環境に及ぼす影響を把握し、継続的に適切な措置を講じることにより周辺環境の保全を図ることが必要。

【空港管理課】

《施策の展開》

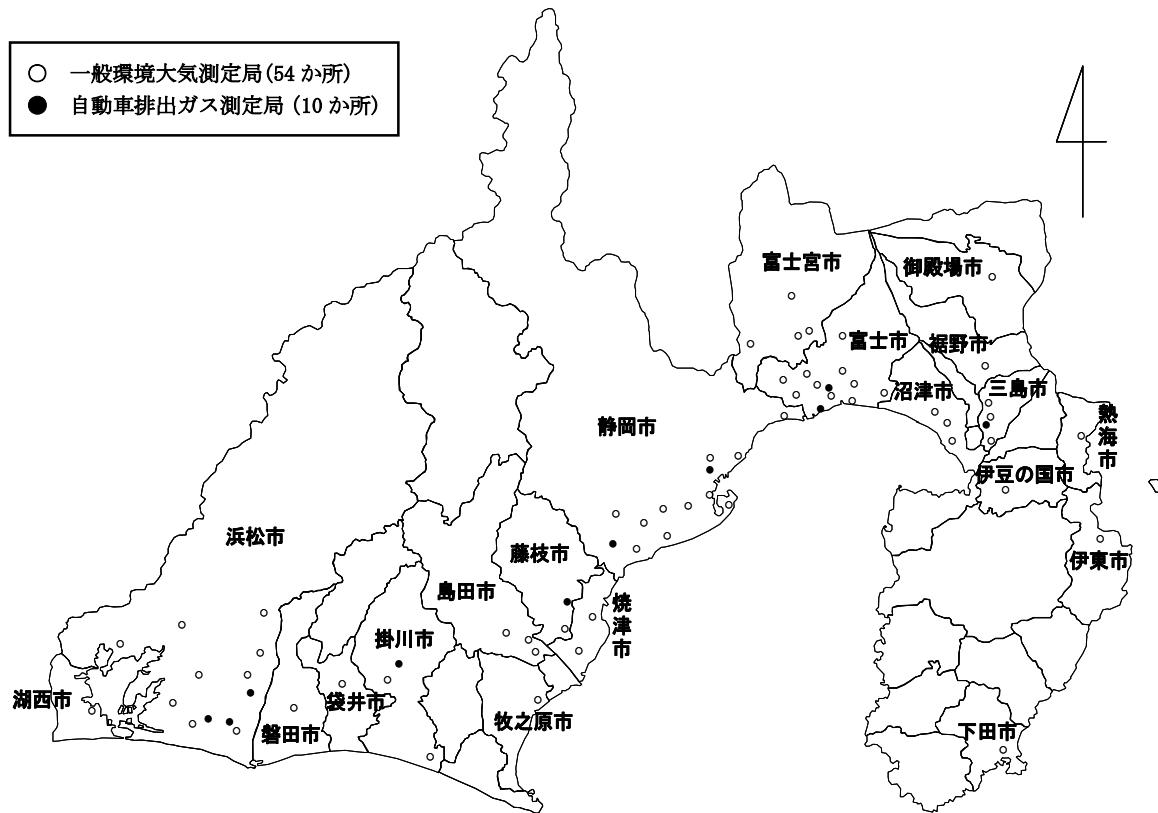
ア 大気の状況や騒音等の監視

(大気)

- ・大気汚染防止法第22条に基づき、県内の環境大気の状況について環境基準項目を中心に常時監視を実施。

- 令和6年度末時点で、静岡県内には、一般環境大気測定局54局と自動車排出ガス測定局10局の合計64の測定局を設置。

(図III-2-(2)-1) 大気監視の状況(令和6年度末現在)



(騒音・振動)

- 騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、著しい騒音や振動を発生する施設を設置する工場・事業場（特定工場）及び建設作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を対象に騒音や振動を規制。
- 静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜の騒音に係る営業時間や拡声機の使用について制限を設定。
- 特定工場及び特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令等については市町の事務であり、県は市町に対し、研修等を通じて事務的、技術的支援を実施。

(悪臭)

- 市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法などに基づく立入検査等により指導を実施。
- 複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあるため、物質濃度規制では対応できない場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制を導入。
- 県内20市8町で物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入。

【生活環境課】

イ 監視機器の計画的なメンテナンス、更新の実施

- ・大気環境の常時監視体制の充実を図るため、定期的なメンテナンスの実施と耐用年数を経過している自動測定機を更新整備。

【生活環境課】

ウ 工場、事業場等への立入検査の実施

- ・県、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市が、大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施。

(表III-2-(2)-3) 令和6年度ばい煙発生施設等に係る立入検査の実施及び措置状況

実施主体	立入事業所数（施設数）	指導等		
		行政処分	行政指導	計
県	127 (702)	0	1	1
政令市（静岡市・浜松市）	74 (392)	0	23	23
特例市（沼津市・富士市）	68 (282)	0	0	0
計	269 (1,376)	0	24	24

(注) 県生活環境課調べ

【生活環境課】

エ 環境モニタリング調査の実施

- ・ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量（人の体重1kg当たり4pg (pg-TEQ/kg/日)）、環境基準値、排出基準値等が定められ、総合的なダイオキシン類削減対策を推進。
- ・事業者に対する排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年1回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等を事業者に対して指導し、県ホームページで公表。

【生活環境課】

オ 事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進

- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーを開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発し、事業者による自主的な化学物質の削減を推進。
- ・化学物質の大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、排出量の多い物質及び業種毎に県ホームページ等で周知。

【生活環境課】

カ 工場、事業場新設、増設時の事前協議の実施

- ・公害の防止に関する事項だけでなく、廃棄物の発生の抑制や環境マネジメントシステムの導入等を含めた環境全般について協議。
- ・環境への配慮をシステム的に進めていると認められるISO14001又はエコアクション21の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除。
- ・令和6年度は、協議書1件、協議免除届出書10件について協議等を実施。

【生活環境課】

キ アスベスト含有建築物工事におけるアスベスト飛散防止等の指導

- ・大気汚染防止法に基づく、吹付けアスベスト等建築材料使用建築物等の解体・改修作業実施届出の

受付・審査及び立入検査を実施するとともに、届出者に作業基準の遵守を指導。令和6年度は、185の事業所に立入検査を実施。

- ・県ホームページに説明資料、チラシ等を掲載。関係団体、県や市町の公共事業発注所管課向けの講習会で周知。
- ・アスベストによる飛散・曝露防止対策は、健康被害への対策、既存建物の安全対策、解体・改修工事時の対策など様々な対策が必要となるため、他部局との連携・調整を図る目的で「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置し、対策内容を情報共有。
- ・県有施設の吹付けアスベスト、石綿含有保温材等の使用状況調査を実施。調査の結果、吹付けアスベストを含有する県有施設について、全て立入禁止措置等対策を実施済（令和6年4月1日現在）。

【生活環境課】

ク 新幹線鉄道騒音等の監視測定及び事業者等への低減化対策の要望、促進

- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準や振動に係る指針値の達成状況を把握するため、実態調査を実施。
- ・航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県が航空自衛隊静浜基地周辺で、浜松市が航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を実施。
- ・新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音・振動の低減対策の実施を要望。

【生活環境課】

ケ 富士山静岡空港周辺の監視及び生活環境保全対策の実施

- ・富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策を実施。

【空港管理課】

コ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減のための対策

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例において、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定。
- ・県内における自動車交通公害防止対策の総合的な推進を図るため、静岡県自動車交通公害対策推進協議会幹事会を実施。令和6年度は書面にて開催。

【生活環境課】

サ 公害に関する紛争の公害審査会での解決

- ・公害苦情への対応については、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされており、初期の段階での公害苦情の相談窓口については市町が担当。
- ・県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機関との連絡調整・情報提供等を実施。
- ・公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学教授等の学識経験者14人からなる「公害審査会」において、紛争の解決を図るため、あっせん・調停・仲裁を実施。（令和6年度公害調停の申請件数 0件）

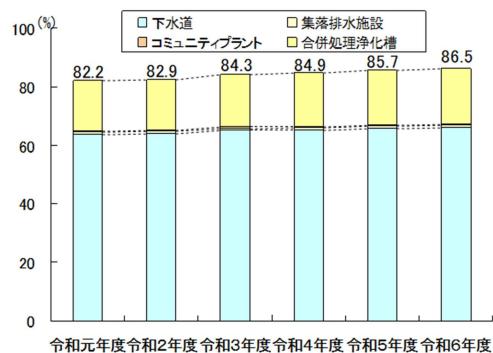
【生活環境課】

(3) 生活排水対策の推進

≪現状≫

- ・炊事、洗濯、風呂などの日常生活に伴って排出される生活排水は河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因であり、下水道や集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水対策を実施し水質保全を図っていく必要がある。
- ・生活排水処理施設の整備状況を示す令和6年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は全国平均93.7%に対して86.5%と大幅に低いが、その差は縮まっている。（図III-2-(3)-1）
- ・処理過程で発生する下水汚泥は、ほぼ全量がリサイクルされているが、下水汚泥の肥料利用等が進んでいない。 【生活排水課】
- ・浄化槽が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であり、浄化槽管理者に義務付けられている法定検査の受検率は、年々、上昇傾向となっている。（表III-2-(3)-1） 【生活環境課】

（図III-2-(3)-1）汚水処理人口普及率の推移



（表III-2-(3)-1）浄化槽の法定検査受検率の推移

法定検査受検率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
静岡県	22.4%	26.9%	30.3%	35.2%	37.7%
全国平均	43.8%	45.7%	47.1%	48.2%	49.8%

≪課題≫

- ・依然として生活排水処理施設の整備が全国的にみて遅れており、今後も施設の整備を進めることが必要。
- ・調査や点検を定期的に行い、老朽化が進行していく施設や設備の改築・更新を進めていくことが必要。
- ・環境面から、下水汚泥の更なる肥料利用等を図っていくことが必要。 【生活排水課】
- ・本県における浄化槽の法定検査受検率は、依然として低水準である。浄化槽の維持管理義務について、浄化槽管理者へ啓発し、維持管理の適正化を促進することが必要。 【生活環境課】

≪施策の展開≫

ア 計画的な生活排水処理施設の整備及び設備の改築、更新の推進

- ・生活排水課が中心となり「静岡県生活排水処理長期計画」に基づき、処理施設の整備を着実に推進。
- ・調査や点検結果を反映させたストックマネジメント計画や長寿命化計画に基づき、設備等の改築、更新を推進。 【生活排水課】

イ 下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討

- ・下水汚泥のリサイクルを継続しながら、資源やエネルギー利用に向けた新技術や先進事例等の情報収集を推進。 【生活排水課】

ウ 浄化槽の法定検査の受検促進

- ・大型浄化槽等への立入指導、新規設置者を対象とした講習会、法定検査の未受検者に対するダイレ

クトメール送付等により、浄化槽の保守点検及び清掃の適正実施を啓発するとともに、検査の受検を促進。
【生活環境課】

第3節 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保

(1) 環境影響評価の実施について

《現状》

- ・生活環境や自然環境に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を行い、事業者に対して環境の保全の見地からの知事意見を述べることで環境影響の回避又は低減を図っている。 【生活環境課】
- ・リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響や森林を伐採する大規模な開発計画などによる災害の発生や生活環境の悪化が懸念されている。

【環境局】【森林保全課】

《課題》

- ・環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価が適用される大規模な再生可能エネルギー発電施設の建設事業については、大規模な森林伐採などによる生活環境や自然環境の悪化が懸念されていることから、環境の保全について適切な措置がなされるように事業者を指導することが必要。 【生活環境課】
- ・環境の保全について適正な配慮がなされるように事業者への指導が必要。 【環境局】【森林保全課】

《施策の展開》

ア 環境保全に関する適切な措置実施の促進

- ・生活環境や多様な自然環境を保全するため、大規模な開発事業を行う事業者に対し、環境の保全に関する適切な措置がなされるよう環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づき指導等を実施。 【生活環境課】

イ リニア中央新幹線のトンネル工事の影響の確認、評価の継続的実施

- ・大井川の水資源と南アルプスの生物多様性が適切に保全され、流域住民の理解が得られるよう、事業が及ぼす影響を事業者と継続して対話を行い、確認、評価を継続的に実施。 【環境局】

(2) 盛土等の適正化の推進

《現状》

- ・令和4年7月、県全域を対象に、盛土等について災害の防止上及び生活環境の保全上の強い規制を行う、静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）を施行。
- ・令和7年5月、盛土規制法の規制開始に伴い、生活環境の保全を目的とした条例に改正し、静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例を施行。 【生活環境課】
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）による規制開始に向けて、規制区域の指定のための基礎調査を行い、県全域を規制区域とすることを決定。 【盛土対策課】

«課題»

- ・不適切な盛土等による災害等から県民の生命、身体及び財産を保護するため、適切な対策の推進が必要。
- ・不適切な盛土等を見逃さない体制の整備が必要。

【盛土対策課】

«施策の展開»

ア 盛土等の審査、指導、是正措置等の実施

- ・不適切な盛土等については、現地で全て確認したうえで、対応の優先順位づけを行い、効率的な指導、是正措置等を実施。
- ・不適切な盛土等の通報窓口「盛り土110番」を設置し、通報に基づく迅速な現地確認及び是正指導を実施。
- ・各健康福祉センター、農林事務所、土木事務所の職員を盛土対策課兼務とし、不適切盛土の計画的な監視を実施。
- ・事業者向け説明会の実施、分かりやすいパンフレットや解説動画の作成により、法規制の内容を周知。

【盛土対策課】

イ 有害物質で汚染された土砂等の埋立て等防止

- ・盛土規制法による規制開始後も、引き続き条例により汚染のおそれがある土砂等による盛土等を防止することとなるため、盛土規制法の周知に合わせ、盛土条例の改正内容を周知。

【盛土対策課、生活環境課】

第4章 自然共生社会の構築

～人と自然との関係を見つめ直す～

第1節 生物多様性の確保

(1) 希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護

《現状》

- ・本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では全国 160 種のうち 51 種、鳥類では全国約 700 種のうち 414 種の生息が、植物でも蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約 7,000 種のうち 3,419 種の生育が確認されている。
- ・県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物 10 分類群を対象とした県レッドリスト（令和 2 年 3 月改訂）では、評価対象とした県産種 13,445 種のうちの 4.6% に当たる 618 種の絶滅が危惧されている。
【自然保護課】
- ・茶草場（半自然草地）は、年に 1 回秋に茶草の刈取作業により生物多様性が保たれ、固有種や県レッドデータブックに記載されている動植物の保護に貢献している。
【お茶振興課】
- ・富士山静岡空港建設時から「人と自然にやさしい空港」をコンセプトとし、地元市町・住民、専門家等と調整し貴重種を含めた多様な生物生息環境の保全を実施している。
【空港管理課】

《課題》

- ・平成 30 年 3 月に策定した「ふじのくに生物多様性地域戦略（2018－2027）」は、策定から概ね 5 年が経過したことから、社会情勢の変化や「生物多様性国家戦略（2023－2030）」の策定を踏まえて、令和 5 年 3 月に改訂。生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、生物多様性に対する意識・関心を高め、実際の保全・利用の行動に結びつけていくことが必要。
- ・本県は、平成 22 年 8 月に静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年県条例 37 号）を制定し、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなど、生物多様性の保全等に係る対策を推進しているが、希少野生動植物の保護のため、条例に基づく指定種の追加や保護方法について引き続き検討していくことが必要。
【自然保護課】
- ・茶草場の管理作業は傾斜地での作業が多く重労働であり、また人手不足等により継続した茶草場の管理が困難。
【お茶振興課】
- ・富士山静岡空港の運用が周辺環境に及ぼす影響を把握し、継続的に適切な措置を講じることにより周辺環境の保全を図ることが必要。
【空港管理課】

《施策の展開》

ア 自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組促進

- ・「ふじのくに生物多様性地域戦略」の周知を図るため、生物多様性に関するセミナーやボランティアとの協働による外来植物除去活動等を通じ、県民の自発的な取組を促進。
【自然保護課】

イ 希少種の指定、捕獲、採取等の規制、生息地等の保護回復事業の促進

- ・静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、16 種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・

採取等を規制。

- 条例に基づく指定種の追加について、「自然環境保護調査委員会」において検討していくとともに、既に地域で実践されているアカウミガメやカイコバイモ等の保護の取組を通じ、適正かつ効果的な保護方針を引き続き検討。

【自然保護課】

ウ 開発行為者による希少種や緑化等の保全対策の履行促進

- 静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、土地の形質変更を伴う開発行為で面積5ha以上（絶滅危惧種の生育・生息が確認された場合は1ha以上）の規模のものについては、開発行為者と希少種や緑化等の保全対策を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導し、開発行為の実施時には、その履行を求める。

【自然保護課】

エ 南アルプスにおける高山植物の保護

- 南アルプスにおいて、ニホンジカによる食害の影響により、各地でお花畠の衰退が深刻化しているため、防鹿柵を設置し、被害を防止。
- 氷河期の遺存種や南アルプスだけに分布する固有種、貴重な高山植物の絶滅を防ぐため、種子を適切に保存するほか、種子増殖を目指す研究を次代を担う高校生が実施。

【自然保護課】

オ 生態系解明に向けた調査の実施

- 県内のツキノワグマの生息実態調査を実施し、調査結果をもとに適切な保護と管理のあり方を検討。
- 南アルプス高標高域の調査が進んでいない地域における新種や希少種の発見につなげるための現地調査を実施し、調査結果からこれらの動植物の保全に必要な基礎資料のとりまとめを実施。

【自然保護課】

カ 静岡県レッドデータブックを活用した自然保護意識の普及促進

- 県民の自然環境保全への関心と理解を深めるため、平易な内容でまとめた静岡県レッドデータブック等により自然保護意識を普及啓発。
- 本県における野生動植物の生息・生育状況を現地調査により把握し、県レッドデータブックの改訂や、希少野生動植物の保護対策に活用。

【自然保護課】

キ 「静岡の茶草場農法」の情報発信、調査分析の実施

- 茶草場における野生動植物の調査を継続的に実施し、生物多様性の保全に貢献する茶草場農法を国内外にPRすることにより、認知度及び付加価値を向上。

【お茶振興課】

ク 富士山静岡空港周辺の保全対策の実施

- 富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき、適切な管理を実施。
- ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。

【空港管理課】

ケ 南アルプスの生物多様性の保全の促進

- ・リニア中央新幹線の整備により、ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの生物多様性への影響が懸念されることから、事業者に対してその保全を求める。 【環境局】

コ 30by30 の推進

- ・「ふじのくに生物多様性地域戦略」に基づき、2030 年度までに健全な生態系を保全する地域を県土の 30%以上に拡大するため、O E C M の拡大に向けた普及啓発や自然共生サイト認定取得の支援を実施。 【環境ふれあい課】

(2) 自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

《現状》

- ・生息頭数の著しい増加により、植生の劣化など生態系に深刻な影響を及ぼしているニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体数まで減らすための管理捕獲を実施。令和 6 年度は、伊豆地域で 8,139 頭、富士地域で 4,121 頭のニホンジカを捕獲した。
- ・県内において、動物 30 種類、植物 10 種類、計 40 種類の特定外来生物が確認されている（令和 7 年 3 月末現在）。 【自然保護課】
- ・令和 6 年度の野生鳥獣による農作物の被害額は 2 億 8 千万円（速報値）となった。【食と農の振興課】

《課題》

- ・ニホンジカ対策については、これまでの捕獲により一定の効果があったが、未だ生態系に影響を及ぼしていることから、引き続き、効果的な捕獲の実施や、担い手育成対策等を進めていくことが必要。 【自然保護課】
- ・農林産物への被害金額は平成 21 年度をピークに増減を繰り返していたが、近年は下げ止まり傾向となっている。令和 7 年度の農林産物被害額 2 億 3 千 3 百万円以下という目標に向か、ハード対策の再点検や被害防止対策の重点化、持続的な被害防止体制の構築などへの支援を強化していくことが必要。 【食と農の振興課】

《施策の展開》

ア 生態系や農林業に影響を及ぼす野生生物の個体数調整、狩猟規制緩和等の実施

- ・伊豆及び富士地域などについては、I C T 等の活用による捕獲や、県境や市町境などの捕獲困難地での捕獲の強化により、ニホンジカの効率的、効果的な捕獲を実施。
- ・富士川以西地域については、南アルプスの高山植物群落では、ニホンジカの食害から保護するための柵の設置と食害地周辺での捕獲を、またその他の地域では、生息密度の高い地域において管理捕獲を実施。
- ・狩猟による捕獲を促進するため、捕獲頭数制限の解除や狩猟期間の延長、くくりわなの使用規制の緩和を実施。 【自然保護課】

イ 野生鳥獣捕獲の担い手育成

- ・狩猟の魅力を発信し、狩猟への理解促進を図るほか、捕獲技術向上のための研修や学生向けの狩猟

免許試験予備講習会を実施。

【自然保護課】

ウ 鳥獣被害対策実施隊活動の充実、効果的な捕獲活動の支援

- 各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」を養成するとともに、各農林事務所が主体となり技術指導者育成研修を実施。

【食と農の振興課】

エ 市町間連携による鳥獣被害防止対策の体制づくり支援

- 鳥獣被害の低減を目的に、市町の広域連携の必要性や具体的な連携内容等を検討。【食と農の振興課】

オ 鳥獣保護区等の確保と見直しの実施、安全な狩猟の促進

- 第13次鳥獣保護管理事業計画の年次計画に基づき、更新時期を迎えた鳥獣保護区等の指定及び更新を実施（鳥獣保護区等の指定面積は令和6年度末現在 183,592ha、県土の約24%）。
- 捕獲技術向上のための研修会や学生向けの狩猟免許試験予備講習等を通じて、安全で効率的に捕獲する技術を持った担い手を確保・育成。

【自然保護課】

(表IV-1-(2)-1) 鳥獣保護区等の指定状況（令和6年度末現在）

(面積:ha)

区分	特別保護地区		鳥獣保護区		狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域		特定獵具(銃)使用禁止区域		指定獵法禁止区域		獵区		計		
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
令和5年度末	4	6,041	109	137,700	4	3,521	105	34,872	1	815	1	684	224	183,633	
令和6年度内訳	継続	3	4,559	101	105,473	3	2,431	100	32,499	1	815	1	684	209	146,461
	新規指定				1	1,641	1	330					2	1,971	
	期間更新			4	30,596								4	30,596	
	再指定	1	1,482				4	1,822					5	3,304	
	期間満了			3	41		1	551					4	592	
	区域変更			1	1,260								1	1,260	
令和6年度末	4	6,041	106	137,329	4	4,072	105	34,651	1	815	1	684	221	183,592	
県土面積に占める割合		0.8%		17.7%		0.5%		4.5%		0.1%		0.1%		23.6%	

*県土面積:ha 777,735 ha

カ 鳥獣被害防止計画策定市町への支援

- 市町の鳥獣被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- 浜松市が侵入防止柵を整備するとともに、31市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。

【食と農の振興課】

キ 鳥獣被害防止技術の普及と施設整備の促進

- 「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー養成研修」や「鳥獣被害対策の技術指導者育成研修」等により、侵入防止柵の設置や効果的な補修技術など鳥獣被害防止技術の普及を実施。
- 浜松市で侵入防止柵を整備。

【食と農の振興課】

ク 野生動物肉の食肉加工推進のための普及啓発

- 処理加工施設関係者、狩猟者、行政機関等関係者を対象にジビエの衛生的な処理管理技術に関する

ジビエ利活用研修会を実施。

【食と農の振興課】

ヶ 「外来種被害予防三原則」の普及啓発

- ・関係機関を対象とした特定外来生物に係る研修会の開催や、リーフレット等の啓発グッズの配布により、「外来種被害予防三原則」（入れない、捨てない、広げない）の普及啓発を実施。【自然保護課】

コ 特定外来生物の駆除及び適切な対応の周知

- ・「特定外来生物対応庁内連絡会」を開催し、県関係機関で特定外来生物に関する情報共有を図るとともに、発見した場合の対応方法や情報連絡体制等を確認。
- ・特に、ヒアリ・アカカミアリについては、港湾関係者等を対象に侵入を監視する調査等の研修会を開催するとともに、清水港や御前崎港、富士山静岡空港等において、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、定期的に生息調査を実施し、侵入・定着防止を実施。 【自然保護課】

第2節 自然環境の保全

(1) 自然公園等の適正管理・利用促進

《現状》

- ・自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定している。
- ・県内の「自然環境保全地域」は、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」のほか、県の条例に基づき7か所を指定している。(表IV-2-(1)-1)
- ・優れた自然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」は、国立公園2か所、国定公園1か所、県立自然公園4か所を指定している。(表IV-2-(1)-2)
- ・自然環境保全地域・自然公園の指定面積は令和6年度末現在90,451ha、県土の約12%となっている。

(表IV-2-(1)-1) 自然環境保全地域の指定状況
(令和6年度末現在)

名称	面 積	指 定 者
大井川源流部	1,115ha	国(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域) 県(県自然環境保全条例)
気田川	857ha	
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,302ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	51ha	
函南原生林	102ha	
計	6,406ha	

(表IV-2-(1)-2) 自然公園の指定状況
(令和6年度末現在)

分 類	名 称	面 積
國 立 公 園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南アルプス	3,387ha
國 定 公 園	天竜奥三河	4,835ha
	浜名湖	16,708ha
県立自然公園	日本平・三保松原	1,995ha
	奥大井	8,798ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	84,045ha

【自然保护課】

《課題》

- ・自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは民有地であり、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、生物多様性の確保をはじめ、自然環境の保護と適正な利用を図り、人と動植物が共生できる環境づくりが必要。

【自然保护課】

《施策の展開》

ア 自然公園等の適正な管理の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

- ・自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開。

【自然保护課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

- ・自然公園や自然環境保全地域は、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制、それ以外の普通地域内は届出制を適用し、規制による保全を実施。(表IV-2-(1)-3)
- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。

- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上（おおむね標高1,600m以上）、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。

【自然保護課】

(ウ) 自然環境保全協定の締結

- ・自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。

- ・静岡県自然環境保全条例（昭和48年条例第9号）に基づき、土地の形質変更を伴う開発行為で面積5ha以上（絶滅危惧種の生育・生息が確認された場合は1ha以上）の規模のものについては、開発行為者に希少種や緑化等の保全対策を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導し、開発行為の実施時には、その履行を求める。

【自然保護課】

イ 指導員等の資質向上のための研修会の開催

- ・県内の南アルプスにおける高山植物の保護及び自然公園等の適正利用を啓発する人材育成を図るため、高山植物保護指導員等の研修会を2回開催。

【自然保護課】

ウ 安全で快適な自然公園利用の促進

- ・自然公園の適切な利用促進が図られるよう、自然公園運営協議会などにおいて、各関係機関と意見交換を行い、看板の設置等について対応。

【自然保護課】

(2) 伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全

《現状》

- ・県では、①環境負荷の軽減、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保を柱として、富士山の環境保全対策を推進している。
- ・「富士山憲章」の趣旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、ボランティア等との協働による清掃活動や自然林・自然植生の復元等により、富士山の自然環境は向上している。
- ・南アルプスの優れた自然環境等をより良い形で未来に引き継ぐため、「南アルプス環境保全基金」を活用し、関係団体と連携を図りながら、自然環境の保全及び魅力の発信に関する各種取組を実施している。
- ・浜名湖の環境保全活動を推進するため、地域住民、環境保全団体、事業者及び周辺市などのネットワーク化による連携強化と自立化に向けた支援を実施している。
- ・榛南海域では、平成10年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落がほとんど消失する磯焼けが発生した。種苗移植等による藻場の造成により、相良地先などの海域においてカジメ藻場が回復傾向にあったが、令和5年度に高水温の影響を受け、再び衰退。未回復のサガラメ藻場については種苗

(表IV-2-(1)-3) 自然公園及び自然環境保全地域の許可・届出件数
(単位:件数)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国立公園	483	407	366	311
国定公園	53	58	59	37
県立自然公園	207	197	222	219
公園小計	743	662	647	567
自然環境保全地域	5	4	4	4
計	748	666	651	571

(注) 県自然保護課調べ

移植を実施。近年、伊豆地域などでも磯焼けが発生している。

【水産資源課】

- ・近年、サクラエビ等の漁獲量の減少や海洋プラスチックごみ問題など、静岡の海に関連する多くの社会的課題が顕在化している。

【新産業集積課】

《課題》

- ・富士山の世界文化遺産登録に伴う来訪者の多様化と多国籍化により、環境負荷の増大も懸念され、富士山の自然環境を後世に継承するための取組が必要。
- ・富士山登山者（特に初めての登山者、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、登山前の事前広報を強化することが必要。また、富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、対策が必要。
- ・ユネスコエコパークに登録されている南アルプスにおいて、自然環境の保全と利活用の取組を広げていくため、静岡県域の南アルプスへの認知度を高めていくことが必要。
- ・浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化の継続が必要。また、外来植物の分布状況を把握する調査の結果、複数の外来植物が確認されているため、対策が必要。

【自然保護課】

- ・海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要。

【水産資源課】

- ・県民が将来にわたって海の豊かな恵みを享受していくためには、海洋環境の保全等に取り組むことが急務。

【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 生態系や農林業に影響を及ぼす野生生物の個体数調整、狩猟規制緩和等の実施

- ・第4章第1節(2)アに記載

【自然保護課】

イ 生物多様性の保全に向けた取組の輪の拡大

- ・第4章第1節(2)イ～コに掲載

【自然保護課】

ウ 富士山の清掃活動、植生保全、外来植物の防除及び除去の推進

(ア) 富士山の清掃活動

- ・登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺道路沿いの山林や駐車場の投げ捨てごみを清掃する「富士山ごみ減量大作戦」を実施。
- ・ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野において投げ捨てられたごみを清掃する「富士山みがきあげ作戦」を実施。

【自然保護課】

(イ) 外国人登山者等へのマナー啓発

- ・急増する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック電子書籍版（6か国語）及び概要版（3か国語）をウェブサイトで提供。

【自然保護課】

(ウ) 植生保全

- ・御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹

などを実施。

- ・富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、外来植物の侵入を防止するためのマットを登山道の入口へ設置するとともに、専門家による指導のもとボランティアとの協働により外来植物を除去。

【自然保護課】

エ 登山シーズンにおける自家用車乗り入れ規制（マイカー規制）の実施

- ・登山シーズンにおける富士山登山道の渋滞解消や富士山の環境保全を図るため、自家用車での来訪を規制するマイカー規制を実施。
- ・令和6年度は、富士山スカイライン（富士宮口）、ふじあざみライン（須走口）で7月10日から9月10日（連続63日間）にマイカー規制を実施。

【道路企画課】

オ 南アルプスの高山植物保全のための防鹿柵の設置、動植物調査の実施

- ・南アルプスにおいて、ニホンジカによる食害の影響により、各地でお花畠の衰退が深刻化しているため、防鹿柵の維持管理を行い、被害を防止。
- ・南アルプス高標高域の調査が進んでいない地域における新種や希少種の発見につなげるための現地調査を実施し、調査結果からこれらの動植物の保全に必要な基礎資料のとりまとめを実施。

（表IV-2-(2)-1）南アルプスの高山植物保全のための防鹿柵の設置、モニタリング

区分	場所	令和5年度	備考
植生調査	一	各防鹿柵のモニタリング	H20～
植生保護 ・ 植生復元	聖平	防鹿柵の維持管理	H14～
	茶臼岳	〃	H26～
	三伏峠	〃	H19～
	本谷山	〃	R4～
	荒川岳	〃	R3～

【自然保護課】

カ 南アルプスに関する情報発信

- ・高い情報発信力を有するYouTubeを活用し、希少な動植物等に関する専門家の講座や、希少動植物の生息・生育状況に関する調査の様子を動画配信することにより、南アルプスの魅力を伝えるとともに、自然環境の保全に対する意識を醸成。
- ・商業施設やイベント等において、南アルプスの自然環境保全の重要性や、美しい景観、希少な動植物が生息・生育する現地の魅力を伝える情報発信を行い、南アルプスへの関心や愛着を醸成。
- ・誰もが南アルプスを身近に感じることができる画像の投稿・閲覧システムと、次代を担う子ども達に向けた教材コンテンツから構成される、パソコン、スマートフォン等で使用可能な魅力発信・環境学習サイト「南アルプスの宝箱」を運用。

【自然保護課】

キ 浜名湖の環境保全の推進

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

- ・浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環

境ネットワーク」で、会員間の連携と交流促進を図るための交流会を開催し、各団体の活動の充実を図るなど、住民行動による浜名湖づくりを推進。

【自然保護課】

(イ) 浜名湖クリーン作戦

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」で、浜名湖の環境保全等を推進するため、浜名湖一斉清掃等を実施。

【自然保護課】

(ウ) 外来植物の防除及び除去

- ・次世代の環境保全の担い手の育成も考え、高校生等の参加を促し、継続的な除去活動につながるよう、企業・民間団体等の取組を支援。

【自然保護課】

ク 藻場の回復、育成

- ・第1章第4節(3)イに掲載。

【水産振興課、水産資源課】

ケ 静岡の海を未来に引き継ぐための調査研究、情報発信、実践活動の推進

- ・「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」の活動により、静岡の海に関わる様々な人々・企業・団体等の連携・協働を促進。
- ・令和4年3月に創設した「静岡県美しく豊かな海保全基金」を活用し、海洋環境保全、水産資源回復の取組を強化。

【新産業集積課】

(3) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等

《現状》

- ・静岡県の森林面積は約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万7千ha、国有林が9万haとなっている。
- ・地域固有の文化や歴史に根ざした景観は、地域への愛着、誇りなど心の豊かさを感じることができる地域づくりにつながるものであるとともに、観光資源として地域の活性化にも重要であり、県民の景観への関心も高まっていることから、良好な景観の形成と保全が求められている。
- ・住民に最も近い自治体である市町が、良好な景観形成の中心的な役割を果たすことが望ましいため、市町の取組を支援し、県内すべての市町が景観行政団体となった。このうち29市町が景観計画を策定している。(表IV-2-(3)-1)
- ・景観形成における県が果たすべき役割及び戦略を確実に実施するための体制、仕組み、ルール等を整える景観マネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」(平成29年3月)に基づき施策を推進している。

(表IV-2-(3)-1) 県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政団体	全35市町(令和2年4月1日)
景観計画 策定団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町、河津町

【景観まちづくり課】

- ・河川堤防において、雑草や雑木が繁茂している箇所が見受けられ、河川景観に影響を与えている。

【河川海岸整備課】

《課題》

- ・美しい景観に寄与するため、県土の64%を占める森林を適正に整備し保全していくことが必要。

【森林整備課】

- ・良好な景観の形成・保全のため、景観法や屋外広告物条例に基づき、引き続き適正に指導・規制していくことが必要。

- ・市町に対し景観計画の策定や見直しを働き掛けていくことが重要。

- ・県が実施する公共事業における景観形成の指針について、市町等に指針の普及を図ることが重要。

【景観まちづくり課】

- ・河川堤防は、管理延長が膨大である一方、除草のための予算には限りがある。

【河川海岸整備課】

《施策の展開》

ア 間伐等の森林整備の促進

- ・良好な森林景観の形成と保全に寄与する間伐等の森林整備を促進。

【森林整備課】

イ 景観施策、屋外広告物適正化の推進

- ・富士山周辺、大井川流域・牧之原大茶園、伊豆半島、浜名湖といった市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と広域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進。各協議会において、違反広告物対策を推進、視点場における修景伐採、修景事業等を実施。
- ・県が公共事業を実施するに当たり、公共空間の質を向上させ、県土の景観形成の先導的な役割を果たしていくために策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づき、公共空間の高質化を推進。
- ・屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物（はり紙・はり札類・のぼり・立看板類）を除却。（表IV-2-(3)-2）
- ・違反広告物を削減するため、屋外広告業の登録制度により業者への指導・監督を実施。

（表IV-2-(3)-2）令和6年度における許可等の状況（県許可分）

許可した広告物の数	982 個
簡易除却した広告物の数	3 個
屋外広告業登録件数	1,340 件

【景観まちづくり課】

ウ 市町の景観計画策定に向けた支援

- ・市町における景観に関する計画の検討、住民の合意形成に有効な景観形成の啓発に係る講演等を支援するため、専門的知識を有するアドバイザーを派遣。
- ・景観行政に携わる職員の知識向上を図るために、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し、人材を育成。

【景観まちづくり課】

エ 新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりの推進

- ・県内観光施設の魅力向上を図るため、景観形成に寄与する観光施設整備事業を実施する市町に対し、観光地域づくり整備事業費補助金を交付。

【観光政策課】

オ 景観に関する活動等の情報発信

- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となって行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。

【景観まちづくり課】

カ 河川や水辺空間の環境整備による潤い、憩いの場の創出

- ・水辺空間の環境を整備し、潤いや憩いの場を創出するため、リモコン式草刈機を活用した効率的な河川堤防除草を実施。

【河川海岸整備課】

(4) 森・里・川・海の保全

第2章第4節(3)に掲載。

【環境政策課、水資源課】

第3節 人と自然との共生

(1) 自然とのふれあいの推進

《現状》

- ・自然とのふれあいの機会を提供するため、自然ふれあい施設や県立青少年教育施設等において自然体験プログラムを実施しており、一部の施設では宿泊も受け入れている。自然ふれあい施設における自然体験プログラム実施回数は、指定管理者と連携した新たなプログラムの実施や、SNS活用による情報発信の強化等に取り組んだ結果、概ね目標を達成した。
- ・県立青少年教育施設においては、主な利用者である小・中学校の児童生徒数減少及び自然体験活動の縮小化に伴う全体的な利用者の減少や、備品や施設の老朽化が課題となっている。

【環境ふれあい課、社会教育課】

- ・森林空間に新たな利用を呼び込むため、農山漁村における都市との交流、サイクルツーリズムや滞在型グリーン・ツーリズムを促進することにより、農山漁村地域における交流人口の拡大や地域経済の活性化に取り組んでいる。

【スポーツ政策課、観光振興課】

《課題》

- ・県民が自然とふれあう機会を増やすため、自然ふれあい施設の新たな利用者の獲得に取り組むことが必要。
- ・日帰り、立ち寄りが中心となっている農山漁村地域への滞在時間を延ばすため、宿泊施設の増加や体験プログラムの充実及びサイクルツーリズムの促進が必要。

【環境ふれあい課】

【スポーツ政策課、観光振興課】

《施策の展開》

ア 県有施設等の適正な管理運営、自然体験プログラムの充実

- ・自然ふれあい施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、利用者の安全性や利便性確保のための設備の修繕、更新を計画的に実施。
- ・自然ふれあい施設の指定管理者と連携し、SNS等を活用したイベント情報の発信や、より広域の学校に対する自然体験プログラムへの参加の働きかけ等により、新たな利用者を獲得。

【環境ふれあい課】

イ 県立青少年教育施設における自然とふれあう学習機会の拡大

- ・自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー漕艇）やサイクリング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では海洋活動（ダブルハルカヌー）やウォーキングなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。

【社会教育課】

ウ 森林サービス産業創出の取組支援

- ・森林空間を有効に活用する「森林サービス産業」を創出するため、ホームページ等を活用した森林

空間活用事例の情報発信や、事業実施意向をもつ森林所有者と事業者のマッチング及び事業化を支援。
【環境ふれあい課】

エ 観光資源の活用による来訪、滞在促進

- ・農山漁村滞在の拠点となる農林漁家民宿の開業・運営を支援するとともに、サイクルツーリズムの推進など地域資源を活用した魅力ある体験・滞在プログラムの造成を支援。

【スポーツ政策課、観光振興課】

(2) 県民と協働で進める森づくり

《現状》

- ・森林や森づくり活動への理解を促し、県民参加の森づくりを推進するため「森づくり県民大作戦」を実施している。令和6年度は22,760人が参加。
- ・「森づくり県民大作戦参加者数」は、森づくり団体等に対し、直接参加を働きかけたことや、SNS活用による情報発信の強化等に取り組んだ結果、参加者が約2割増加。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・森づくり団体のメンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、新たな担い手の獲得等、持続的活動に向けた支援が必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 森づくり団体の活動維持、活性化支援

- ・第2章第4節(3)ウに掲載。

【環境ふれあい課】

イ 森づくり県民大作戦の実施

- ・第2章第4節(3)エに掲載。

【環境ふれあい課】

ウ しづおか未来の森サポータ制度への参画促進

- ・企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、企業と森林所有者やNPO団体等とのマッチングを支援し、しづおか未来の森サポーター制度への参画を促進。

【環境ふれあい課】

エ 森林環境教育指導者の育成

- ・自然環境や森林・林業に対する県民の理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成。令和6年度は22人が修了。

【環境ふれあい課】

(3) 緑化活動の推進

《現状》

- ・平成30年度から地域緑化の「人づくり・場づくり」を推進するため、(公財)静岡県グリーンバンクと

連携し、緑化や地域景観の専門的知見を持ち、行政や活動団体と連携を取りながら地域の緑化活動の核となる緑化コーディネーターを育成する講座を実施。令和6年度末までに639人が終了。

- ・平成24年度から始まった芝生文化創造プロジェクトにより、芝草研究所と（公財）静岡県グリーンバンクが支援し芝生化した箇所数は、令和6年度までに累計117か所となり、うち園庭・校庭数は86か所。
- ・（公財）静岡県グリーンバンクは、園庭・校庭等の芝生化に向けた技術指導を行う専門家の派遣や芝生維持管理を支援する事業を実施。

【環境ふれあい課】

《課題》

- ・地域の緑化活動団体の構成員が高齢化し、活動が停滞気味であることから、新たな緑化の担い手の確保、育成が必要。
- ・近年の急速な気候変動により、園庭や校庭の芝生化の維持管理にかかる負担は更に増加しており、負担軽減の対策が必要。

【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 緑化活動団体の支援

- ・（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、公共的空間で緑化活動を行うボランティア団体の活動等を継続して支援。令和6年度は128団体を支援。

【環境ふれあい課】

イ 地域での緑化活動の核となる人材の育成

- ・緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた人材を育成する緑化コーディネーター養成講座を実施し、令和6年度は126人が修了。

【環境ふれあい課】

ウ 園庭、校庭の芝生化促進支援

- ・県内の芝生地の拡大促進のため、芝草研究所を中心として園庭・校庭の芝生化の指導を行い、令和6年度は8か所の芝生化を支援。

【環境ふれあい課】

エ 芝生の普及促進に向けたボランティア等人材の育成、維持管理にかかる負担軽減

- ・（公財）静岡県グリーンバンクが実施する芝生緑化人材育成事業により、芝生の基礎知識を学ぶ「芝生教室」を3か所で開催し、56人が修了。
- ・芝草研究所とグリーンバンクが連携し、芝生の育成・管理に関して専門的な指導ができる人材を育成する「芝草管理講座」を開催し、14人が修了。
- ・芝生化した園庭・校庭等の維持管理について、（公財）静岡県グリーンバンク事業により、令和6年度は27団体を支援。

【環境ふれあい課】

第5章 環境と調和した社会の基盤づくり

～全てに共通する施策～

第1節 環境と経済の好循環の創出

(1) 環境ビジネスの振興

《現状》

- ・環境省によると、我が国の2023年の環境ビジネスの市場規模は約130兆円、雇用規模は約292万人となり、2000年との比較では市場規模は約2.1倍、雇用規模は約1.5倍に成長した。今後も経済成長を牽引する有望なビジネス分野として注目されている。
- ・環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たしている。

【環境政策課】

《課題》

- ・環境と経済の好循環に向けた機運が高まりつつあることを踏まえ、環境ビジネスの発掘・育成や、優良事例の情報提供、制度融資等の支援体制の整備等を行い、環境ビジネスを促進していくことが必要。
- ・世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図ることが必要。

【環境政策課】

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 環境ビジネス及びE S G金融活用促進の取組

- ・環境ビジネスやE S G金融の活用促進のため、環境ビジネス及びE S G金融に関するセミナーを開催し、一般企業や経済団体、金融機関等から180人が参加。
- ・環境ビジネスのアイデアを表彰するコンテスト「静岡県SDGsビジネスアワード」を開催し、21件の応募のうち8件を採択。知事賞は、食品廃材であったコーヒー残渣等を、発酵技術により再商品化・化粧品化に取り組む、株式会社ソイが受賞。
- ・SDGsを実現する環境ビジネスに取り組みたい法人を対象とした「SDGsスタートアップ講座」を開催し、基礎的な知識の習得を図る基礎講座は93人、具体的なアイデア構築に向けた支援を行う実践講座は9社が参加。

【環境政策課】

イ 環境ビジネスへの新規参入事業者支援

- ・第2章第3節(3)エに掲載

【新産業集積課、経営支援課、商工金融課】

ウ 環境に配慮した物品の調達

- ・「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、電動車の導入等環境に配慮した物品の調達を率先して実施。

【用度課】

(表V-1-(1)-1) 令和6年度環境物品等の調達実績

品目	令和6年度目標	令和6年度目標達成率	品目	令和6年度目標	令和6年度目標達成率
用紙類	100%	99.67%	エアコンテイショナー等	100%	100.00%
納入印刷物	100%	94.80%	温水器等	100%	100.00%
文具類	100%	98.58%	照明	100%	100.00%
雑貨類	100%	96.61%	公用車等	100%	90.00%
オフィス家具等	100%	99.72%	消火器	100%	100.00%
木製受注家具	100%	100.00%	制服・作業服	100%	97.16%
画像機器等	100%	99.95%	インテリア・寝装	100%	99.86%
電子計算機等	100%	99.49%	作業用手袋	100%	98.13%
オフィス機器等	100%	100.00%	その他の繊維製品	100%	98.33%
移動電話等	100%	100.00%	防災備蓄用品	100%	100.00%
家電製品	100%	99.27%	ごみ袋等	100%	95.99%

※知事部局、各種委員会、教育委員会、企業局、がんセンター局及び警察本部の本庁・出先分

工 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・第2章第1節(1)カに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(2) ESG金融の普及拡大

《現状》

- ・環境ビジネスの市場が拡大する中、世界的にESG金融が拡大しており、事業者の環境面の取組が積極的に評価される指標となっている。

【環境政策課】

《課題》

- ・県内において、金融機関や経済団体等と連携し、事業者等に対するESG金融に関する情報提供や環境配慮型経営の促進、県によるグリーンボンドの発行などを通じ、ESG金融の普及拡大に向けた機運醸成を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア グリーンボンドの発行

- ・環境投資に関心の高い投資家層の拡大による資金調達基盤の強化や県内グリーン投資の機運醸成を図るため、令和6年8月に本県において第3回目となるグリーンボンドを発行。 【財政課】

イ ESGに関する取組事例を紹介するセミナーの開催

- ・第5章第1節(1)アに掲載。

【環境政策課】

ウ 温室効果ガス削減の取組事例や助成制度の周知

- ・第1章第1節(1)オに掲載。

【環境政策課】

エ 中小企業の脱炭素化経営の推進に向けた取組支援

- ・第1章第1節(1)ウに掲載。

【環境政策課】

第2節 環境にやさしいライフスタイルの実践

(1) 県民運動の展開

《現状》

- ・地球温暖化やプラスチックごみの増加等が世界的な問題となっている中、環境に配慮したライフスタイルへの変容を推進するため、各種県民運動を実施している。

【環境政策課】

《課題》

- ・県民が具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、意識啓発、理解促進を図っていくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 県民運動ふじのくにC O O L チャレンジ「クルポ」の取組充実

- ・第1章第1節(4)アに掲載。

【環境政策課】

イ 海洋プラスチックごみ防止県民運動の展開

- ・第2章第1節(2)イに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 森づくり県民大作戦の実施

- ・第2章第4節(3)エに掲載。

【環境ふれあい課】

エ しづおか木使い県民運動

- ・10月の「しづおか木使い推進月間」を中心に、木育等のイベントへの出展や木工工作コンクールを行う木材産業団体を支援。
- ・木の良さや県産材を使うことの意義を県ホームページ等で広く県民にPR。

【林業振興課】

(2) 環境保全への行動変容を促す情報発信

《現状》

- ・県ホームページ、SNS、メールマガジン等による広報や、イベント、県民運動などの実施を通じて、県内の環境の状況や環境事業に関する情報を発信している。
- ・化学物質の大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、排出量の多い物質及び業種毎に県ホームページ等で周知している。

【環境政策課】

【生活環境課】

《課題》

- ・令和6年度の県政世論調査では、環境保全活動を実践している割合が、全体で83.9%であるのに対し、30歳代以下の若者世代では、77.7%と相対的に低くなっていることから、マスメディアやSNS等を通じて広報活動を展開するとともに、環境イベント等の開催により、若者世代を中心とした県民に「環境保全活動の実践」を促進していくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア SNS等を通じた情報発信

- ・令和6年度は、SNS、YouTube等により、県の環境保全活動などに関する広報を計82回実施。

【環境政策課】

イ 環境白書の発行

- ・県民に対し、広く県内の環境の状況や施策の実施状況の情報提供を行うため、写真や図等によりわかりやすく記載した環境白書を発行。

【環境政策課】

ウ エシカル消費推進のための情報発信

- ・ウェブ広告等を活用しながら、商業施設でエシカルな商品の販売やワークショップを行うマルシェを開催。
- ・県内の大学生と協働で啓発リーフレットを作成し、マルシェやその他環境イベントにおいて配布。
- ・将来の消費行動を支える県内小・中学生に向け、SDGsやエシカル消費に関する出前講座を実施。

【県民生活課】

エ 大気環境測定局での測定データの公表、注意報の発令等

- ・紫外線が強く気温も高くなる5月から9月までの間は、光化学オキシダントが発生しやすいことから、市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・県民の健康被害の未然防止の観点から、光化学オキシダントが高濃度になった場合は、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を実施。
- ・今後も県内の大気汚染の実態を把握するとともに、高濃度観測時における県民への注意喚起を適切に行うことができるよう、常時監視体制を強化。

【生活環境課】

オ 化学物質に関するリスクコミュニケーションへの取組推進

- ・行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進。
- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーを開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発。

【生活環境課】

第3節 環境保全の担い手育成

(1) 環境教育の推進

《現状》

- ・環境保全活動を実践している割合が低い若者世代を中心に環境教育を継続し行動変容を促していくことが重要となっていることから、各学校において、学校や地域、児童生徒の実情に応じ、環境に関する学習を横断的に実施している。 【教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

《課題》

- ・学習内容と環境教育を関連付けながら指導する際、地域に根ざした体験活動等を推進していくことが必要。また、環境教育を行う際には、より身近な話題を提供することで、児童生徒が自分ごととして捉え、自分たちに何ができるかを考え、自分の考えを実行していくことが重要。
- ・学びを深めるために、学校周辺の地域を題材に体験活動を重視した取組を推進していくことが必要。
- ・高等学校においては、より専門的に環境教育に取り組むため、企業・団体・関係機関等との連携を推進していくことが必要。 【教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

《施策の展開》

ア イベント、コンクールの実施

(ア) 環境作文コンクール

- ・若者世代を中心とした県民の環境意識の向上のため、県内の小・中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催。 【環境政策課】

(表V-3-(1)-1) 令和6年度

こども環境作文コンクールの応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	35校	271作品
中学校	48校	638作品

(イ) 水の出前講座、水の週間記念作文コンクール

- ・県職員が小学校82校で4,694人を対象に水の出前講座を実施。また、県内の小・中学生を対象に水の週間記念作文コンクールを開催し、9校から304作品が応募。 【水資源課】

(ウ) 若者の意見交換会

- ・若者世代の環境意識の向上を図るため、県内3箇所で、県内2大学の環境サークルの有志が企画した環境学習イベントを開催。 【環境政策課】

(エ) 環境学習ポータルサイト「ふじのくに環境ラボ」の運用

- ・多くの子どもたちの環境問題に対する関心を高めるため、環境問題を自発的に学べる学習コンテンツ等を見やすくまとめたポータルサイトを運用。 【環境政策課】

イ 県有施設等の適正な管理運営、自然体験プログラムの充実

- ・第4章第3節(1)アに掲載。

【環境ふれあい課】

ウ 学校における環境教育の推進

- ・職員間で学習内容や指導方法、体験的活動の位置付けなどについて、児童生徒の発達段階に応じて目的等を明確にした共通理解と指導体制づくりを行い、環境教育を推進。
- ・オンラインプラットフォーム「探QラボShizuoka」の活用により、企業や外部団体・機関等との連携を推進し、環境教育を深化。

- ・小・中学校及び義務教育学校では、各教科、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」等で、高等学校では、各教科や「総合的な探究の時間」、「特別活動」及び部活動等で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。
- ・特別支援学校では、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、環境の保全を目的とした学習、廃材等を使った物づくり等を実施。
- ・SDGs達成に向けた児童生徒の主体的な取組を表彰し、県内の学校に広く紹介するSDGsスクールアワードの実施を通じて、学校における環境に資する実践的な取組等を推進。

【教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 環境教育指導者の養成

《現状》

- ・環境教育・環境学習を推進するため、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を登録し、その情報を公開している。令和6年度末時点で、約500人が「静岡県環境学習指導員」に登録。

【環境政策課】

《課題》

- ・県民の環境学習の機会の増大やニーズへの対応を図っていくため、新たな人材の確保と指導者の指導力向上のための支援を行うとともに、指導者の活用促進を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境学習指導員等の周知、指導力向上支援

- ・地域に根ざした環境学習指導員活動を一層推進するため、同意を得た環境学習指導員の情報を環境学習ポータルサイト「ふじのくに環境ラボ」で公開。
- ・環境学習指導員等の資質向上を目的に、フォローアップ講座を県内3箇所で開催し、令和6年度は50人が受講。

【環境政策課】

イ 森林環境教育指導者の育成

- ・第4章第3節(2)エに掲載。

【環境ふれあい課】

ウ 地域での緑化活動の核となる人材の育成

- ・第4章第3節(3)イに掲載。

【環境ふれあい課】

(3) ネットワークづくり

《現状》

- ・県内では、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導員のグループ、行政等様々な主体が環境教育に取り組んでいる。「環境教育ネットワーク」には令和7年2月時点で153団体が参加。

«課題»

- ・地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の更なる広がりを図るため、環境教育を担う多様な主体によるネットワークを構築し、各主体による協働取組を促進することが必要。

【環境政策課】

«施策の展開»

ア 環境教育推進のための連携促進

- ・令和6年度は、県内3地域で開催した環境学習指導員等フォローアップ研修と合わせて、参加者の交流や情報交換を実施。

【環境政策課】

第4節 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

(1) イノベーションを促進する「研究開発」

《現状》

- ・ 地球温暖化の進行、脱炭素化に伴う自動車の電動化への対応などの課題に直面する県内産業の技術革新を促進することが重要となっている。 【産業イノベーション推進課、新産業集積課】
- ・ 地球温暖化による農産物の生育不良や病害虫被害が発生しているなか、二酸化炭素の吸収源として森林や農地の価値が注目されている。 【農林技術研究所】
- ・ 資源の有効活用の点からの畜産排せつ物の活用や、排水や臭気の発生等を考慮した地域環境にやさしい畜産業が求められている。 【畜産技術研究所】
- ・ 炭素が海洋生態系に隔離・貯留されるブルーカーボンが着目されているが、県下海域では海藻が枯れる磯焼けが頻発しており藻場が減少している。 【水産・海洋技術研究所】

《課題》

- ・ 次世代自動車、マリンバイオテクノロジー、スマート農業など、成長分野の研究に積極的に取り組み、その成果を確実に社会実装につなげることが必要。 【産業イノベーション推進課、新産業集積課】
- ・ 温暖化に対応する農産物生産技術の開発が必要。 【農林技術研究所】
- ・ 資源の有効活用技術や臭気対策等の環境負荷低減技術の開発が必要。 【畜産技術研究所】
- ・ 藻場の回復を図る研究や漁業者活動の支援に加えて、ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用を可能にする技術開発が必要。 【水産・海洋技術研究所】

《施策の展開》

ア オープンイノベーションによる研究開発の推進

- ・ 本県の新たな成長に貢献し、重要な政策課題を技術的に解決するため、産学官の連携による「新成長戦略研究」を実施。

(表V-4-(1)-1) 新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
温室効果ガス（GHG）の放出を抑制する家畜管理技術の開発	令和5年度～令和7年度	畜産技術研究所
未利用茶葉等の多用途加工技術の開発	令和6年度～令和8年度	農林技術研究所
浜名湖のアサリ漁業の再生に向けた実証実験と増殖手法の開発	令和7年度～令和9年度	水産・海洋技術研究所
金属3Dプリンタを活用したものづくり支援のための積層造形技術開発	令和5年度～令和7年度	工業技術研究所
次世代輸送用機器部品の脱炭素化に貢献するアルミ成形加工技術の開発	令和7年度～令和9年度	工業技術研究所

【産業イノベーション推進課】

イ 持続的農業生産技術の開発

- 農産物の病害虫防除技術や資源の有効活用技術の開発を実施。

(表V-4-(1)-2) 令和6年度の主な環境関係研究テーマ

本所	地域有機質資源の肥料化による循環システムの構築
	堆肥緑肥等の有機物施用による炭素貯留・学肥料削減技術の開発
	害虫吸引ロボットと天敵を利用した大規模施設トマトのコナジラミ防除体系の開発
	穀殻燃焼灰の畑地施用に関する効果の解明
	県内主要農耕地の地力調査および炭素貯留量の把握
茶業研究センター	気候変動に対応した新たなチャ病害防除技術の確立
	茶のJ-クレジット制度の実装に向けた茶園炭素収支量等の解明
	チャノミドリヒメヨコバイの薬剤感受性と有効薬剤の選抜
果樹研究センター	カンキツ害虫の薬剤抵抗性管理体系の確立
	果樹せん定枝等を活用したバイオ炭の製造、施用体系の開発

【産業イノベーション推進課、農林技術研究所】

ウ 地球温暖化対応に貢献する森林保全技術等の開発

- 森林保全技術の開発を実施。

(表V-4-(1)-3) 令和6年度の主な環境関係研究テーマ

森林・林業研究センター	気候変動に適応した新たな森林病害虫防除に関する研究
	シイタケ栽培等における新たな害虫の対策に関する研究
	カーボンニュートラルの実現に向けた新たな森林経営モデルの開発
	木材生産工程におけるCO ₂ 排出量推定手法の開発

【産業イノベーション推進課、農林技術研究所】

エ 持続可能な畜産業を実現する技術の開発

- 温室効果ガスの削減、排泄物の高度処理技術や臭気対策技術の開発等を実施。

(表V-4-(1)-4) 令和6年度の主な環境関係研究テーマ

本所	温室効果ガス(GHG)の放出を抑制する家畜管理技術の開発
中小家畜研究センター	DXを活用したスマート養豚の構築 活性汚泥処理の最適化と新規窒素除去反応アナモックスの利用による畜産排水処理技術の高度化

【産業イノベーション推進課、畜産技術研究所】

オ 藻場の機能、現存量評価と海藻の増養殖技術開発

- 榛南海域のサガラメ藻場の回復や伊豆半島西岸にアントクメ種苗を移植するための人工種苗培養・移植技術等を開発。
- 榛南海域におけるカジメ藻場のブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用に向け、藻場面積及び単位面積当たりの湿重量を漁業者活動組織が簡易かつ低廉に一定の精度で評価できる技術を開発。

【産業イノベーション推進課、水産・海洋技術研究所】

カ バイオマス素材、CNF素材の開発や利活用を促進する新技術の開発

- 環境分野をビジネスチャンスと捉え参入を考える県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を実施。

(表V-4-(1)-5) 令和6年度の主な環境関係研究テーマ

本所	CNFを用いた低環境負荷型湿式摩擦材の実用化に向けた開発
	ポリプロピレン/セルロース繊維複合材射出成形品への高密着なめつき技術の開発
	CNF複合樹脂を用いた発泡ブロー成形技術の開発
	高結晶コーヒーかす活性炭への白金埋込による高耐久性燃料電池触媒の開発
	好気性グラニュールを利用した省スペース型高濃度窒素排水処理装置の開発
本所・富士	自動車用途向けCNFオレフィン系樹脂の機械的物性向上及び成形性の安定化
本所・富士・浜松	加飾性を有するセルロースフィラー複合熱可塑性樹脂の開発
富士	リファイナーを用いた低コストCNF製造技術の開発
	廃棄衣料の古紙代替利用に関する研究
	古紙処理工程における効果の高い低密度化手法の追究
	AIを活用した古紙原料の判別に関する研究
浜松	熱可塑性炭素繊維強化複合材料(CFRTP)の循環利用

【産業イノベーション推進課、工業技術研究所】

キ 未利用エネルギーに関する研究の推進

- 地下水熱を活用した熱交換システムの普及に向けて、富士山周辺地域（平成25、26年度）、安倍川流域（平成27～平成29年度）、大井川流域（平成30～令和2年度）、天竜川流域（令和3年～令和5年度）において地下水熱のポテンシャルを可視化したマップを作成。
- 地中熱（地下水熱）ポテンシャルマップの精緻化と再エネ熱利用ガイドラインの作成に向けた研究を開始（令和6年～令和8年度）
- 静岡市内地下街にシステムモデルを設置して地下水熱利用を普及・啓発。

【環境衛生科学研究所】

(表V-4-(1)-6)

地下水熱交換システム導入実績	
年度	導入件数 (累計)
R1	9
R2	10
R3	12
R4	12
R5	14
R6	16

(2) 安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」

《現状》

- 地球温暖化に伴う環境や健康、農林水産物の生育への影響をはじめ、海洋プラスチックごみ問題、水産資源の減少、新興感染症への対応など、生活の安全・安心や環境問題に対する県民の意識が高まっている。

【産業イノベーション推進課】

《課題》

- 地球温暖化に対する脱炭素化を含めた緩和・適応への対応、新興感染症、食中毒、化学物質による汚染等への対応、健康長寿社会を支える静岡県発の医薬品の創製に取り組むことが必要。

【産業イノベーション推進課】

«施策の展開»

ア 気候変動等の継続的な調査研究の実施

- ・データプラットフォーム「B I S H O P」への、駿河湾等の水温や水質等の環境データ、環境DNAのデータの蓄積を推進。 【新産業集積課】

イ 地球温暖化モニタリング等の緩和・適応に関する調査研究

- ・平成31年3月に環境衛生科学研究所内に「静岡県気候変動適応センター」を設置して気候変動適応策や適応研究成果の収集、整理、分析、情報提供を行うとともに、本県における具体的な影響の把握・将来予測に向けた調査研究を実施。
- ・志太地域（28地点）において、気温・湿度のデータを収集・解析し、温度分布の特徴を調査するとともに、暑さ指数と熱中症搬送者数との関係を評価。
- ・天城山、富士山、南アルプス等高標高域において気象観測装置や定点カメラを設置し、観測を継続。
- ・気候変動適応センターニュースレーターを発行し、気候変動適応の普及啓発を促進（年3回）。 【環境衛生科学研究所】

ウ 感染症、食中毒、化学物質による健康被害、環境汚染等に関する検査、事業者への技術支援の実施

- ・病原微生物対策、新たな医薬品・食品の検査技術、 (表V-4-(2)-1)

創薬探索、大気・水質環境の保全対策などの調査研究を実施。

- ・市町環境保全担当職員、健康福祉センター職員、食肉衛生検査所職員等を対象に、技術の向上を図るため、研修会を実施。
- ・環境保全と保健衛生に関する技術の普及を図るため、依頼に基づき関係機関、団体が主催する研修会に講師を派遣。

令和6年度技術支援実績

(単位：件)

	当所主催の研修会の実施	依頼による職員の派遣
環境科学部	0	13
微生物部	6	4
医薬食品部	5	13
大気水質部	3	6

【環境衛生科学研究所】